

「2013 年以降の対策・施策に関する報告書」（地球温暖化対策の選択肢の原案について） （案）に対しこれまで委員から頂いた御意見とその対応について

（注：ページ数等については、御意見を頂いた時点の資料におけるものであり、現時点のものとは異なります。）

○全般的意見

修正案	修正理由	御意見に対する対応
<p>各 WG の報告は部会・小委の報告書とは別に束ね、部会・小委の報告書は、部会・小委での議論の結果をとりまとめていただきたい。</p>	<p>各 WG で検討された内容は部会・小委で報告されたが、部会・小委で議論が尽くされたとは言い難く、各 WG の報告内容を部会・小委として承認したとの扱いにはなっていない。</p> <p>部会・小委の報告書には、部会・小委で議論して、合意を得た内容が記載されることが必要であり、各 WG の報告は部会・小委の報告書から切り離して取り扱うべきである。</p>	<p>報告書の構成として、WG からの報告と部会・小委の意見といった構成とさせていただいているところです。</p> <p>議論となった部分については委員の意見をしっかりと記載したいと考えております。</p>
<p>○中環審において、電源構成はエネ調が検討したエネルギーミックスを前提条件とし、様々な技術・施策の積み上げによって、将来の CO2 排出量を推計し、削減量が不足であれば、不足する部分をどのように補うのかを検討し、その結果に基づき経済影響を参考的に実施し、コスト、実現可能性を加味しながら国民に提示する選択肢を検討、エネ環会議に報告することがあるべき姿である。</p> <p>○5/16 に事務局から、経済モデルに入力する 15 ケースが選択肢案であるとの説明があったが、これまでの議論を踏まえるとこのマトリッ</p>		<p>議論の前提条件については出来るだけ記載させていただくとともに、議論となった部分については委員の意見をしっかりと記載したいと考えております。</p> <p>温暖化対策の見直しをエネルギー基本計画の見直しとあわせて行う必要性については、10. に記述いたしました。</p>

<p>クスのどれかが「国民に提示する選択肢」ではないことは複数の委員の意見として提出されているところ。</p> <p>また、高位・中位・低位対策の中身についても議論が尽くされているとはいえず、時間的な余裕はないことも理解せざるを得ないが、将来の国民生活に大きな影響を与える施策を十分な議論のないまま、拙速に提示することは問題である。したがって、鈴木部会長から事務局に対し指示があったとおり、今回の報告書が中間報告的位置づけのものであることを明確にし、議論が十分でないところや、委員間で意見が分かれたところについては、報告書の中に明記すべきである。</p> <p>(1. に (5) で概括を追加し、個別詳細には 5, 6 章に記載するなど)</p> <p>なお、記載のポイントとしては「議論の前提条件」、「どこまで議論されたか」、「概ね委員間で意見の一致を得たところ」「委員間で意見が分かれた部分と具体的意見の内容」が必要である。</p> <p>○エネルギー基本計画が少なくとも3年毎に見直しすることとなっていることを踏まえ、それと表裏一体の関係にある温暖化目標および対策についても、少なくとも3年毎に見直しが必要であることを本文のどこかに明記すべき。</p>		
<p>2013年以降の対策・施策に関する報告書をどこに出され、どこで検討協議されるかによって、その記述内容が変わってくると思います。</p>		<p>報告書は部会としてとりまとめられるとともに、選択肢の原案については、エネルギー・環境会議に報告され、これをもとに戦略のとりまとめがなされます。</p>
<p>○検討し判断すべき事項</p>		<p>御指摘の内容を含め、5. 及び6.</p>

<p>この報告書をもとに、政府エネルギー環境会議で検討されると思いますが、そのどの段階で、国民に意見を問うかということですが、ここで、国民に判断を促せる情報を分かりやすく整理する必要があります。このことを念頭に置いて、報告書を作成すべきです。</p> <p>国民が、大きな関心を持つのは、排出量削減の度合いごとに、そして原発の再稼働率によって、国民の負担がどの程度になるかということだと考えます。</p> <p>下記の3つの要素から、国民は、原発の再稼働、日本としての排出削減の比率を判断することになると考えます。</p> <p>それに必要な情報をこの報告書に盛り込むべきだと思います。</p> <p>(1) 温室効果ガス排出量削減の度合い</p> <p>国民が、世界を見て、そして将来の子々孫々のために、どこまで温室効果ガス排出量を削減すべきかを問うべきだと思います。2020年25%削減、2050年80%と言っていますが、これは、国民に問うたものではありません。政治主導で発表したものです。</p> <p>改めて、対策をとった場合の国民の負担を明示して、温室効果ガス温室効果ガス排出削減量を問うべきだと思います。</p> <p>(2) 原発稼働率</p> <p>安全性を考えたうえで、原発0とするか、再稼働をどの程度容認するか、新規をどこまで認めるかを、安全性と温室効果ガス排出量削減の度合いから国民に判断させるべきだと思います。</p> <p>(3) 国民の負担度合</p> <p>温室効果ガス排出量削減と原発稼働率により、国民の税、電気料金、住宅の断熱等の経済的負担、冷暖房の節減、照明の節減、交通機関の</p>		<p>については、5/23小委で提示させていただきました。なお、原発の想定については、総合資源エネルギー調査会基本問題委員会で検討されている数値を用いると記述しております。</p>
--	--	--

<p>利用節減などにより、心身の負担をどこまで容認するかということ を判断する必要があります。</p> <p>○参考として記載すべき情報</p> <p>(1) 対策をとるにあたって必要な社会資本、その投入費用、運 転管理のためのランニングコスト</p> <p>(2) 原発再稼働にあたっての稼働率とそれに見合っ て稼働する原発名称</p> <p>(3) 再生可能エネルギーの導入量とそれに見合 う種別とその量</p> <p>(4) 火力エネルギーの採用する種類別発電量、エ ネルギー供給量</p> <p>○気になる配慮点</p> <p>原発の再稼働が、議論の末、認められたとしても、 そう簡単に進むとは思えません。また、原発廃止とな った場合でも、代替となるエネルギー、電力がすぐ に準備されるとは考えられません。</p> <p>この場合、この体制が整備されるまで、節電、省 エネルギーを行うこととなります。この結果、節電、 省エネが慣習化し、定常的に必要な電力、エネル ギー量が低減されることも考えられます。この結果、 温室効果ガス排出量の削減努力が期せずして、達 成されることもあると考えておくべきではないでしょ うか。</p>		
<p>報告書全般について</p> <p>本報告書は、地球温暖化問題に対する日本の中長 期的な取り組みの方向性を示す中で、2020年及び 2030年の温室効果ガス排出量目標を設定するた めの前提条件や考慮すべき事項等について包括的 かつ網羅的</p>		<p>御意見を踏まえまして、冒頭に「はじめに」を記 述いたしました。</p>

にとりまとめることを目的としていると認識しています。日本のエネルギー利用や原子力発電のあり方については、総合資源エネルギー調査会や原子力委員会、そしてエネルギー・環境会議で集中的に議論がなされることと理解しますが、ことに温暖化対策のあり方に関しては、日本のエネルギー利用形態のみならず、温暖化影響や日本の国際社会の中における立ち位置、低炭素社会に向けた各国の動向、今後の国際制度構築に向けた国際動向等の観点から総合的に判断すべきだと考えます。

現行の素案では、温暖化影響や気候変動枠組条約の下での交渉状況、我が国の温室効果ガス排出量等について適切にまとめられていて、特に現段階で追加意見はありません。ただし、全体として、このような状況は原子力発電事故の前後で変化するものではなくて、したがって、最終的に目指すべき方向の軸がぶれるべきものではないという確固たるスタンスが十分に読み取れません。また、国際社会がゆっくりではあっても確実に低炭素社会構築に向けて舵を切っている事実も伝わってきません。大きな船は、手で舵を切ってから実際に船がその方向に向かうまでに時間がかかります。船は、慣性にならって今までの方向に進みながら、少しずつ、舳先を変えていきます。日本は、京都第一約束期間の目標達成に向けて、ようやく舵を切り始めた効果が出てきたところです。ここでまた舵を元に戻してしまうことは、船の行く先を見失う結果になりかねないと懸念します。

以下の具体的な修正案は、直接、中央環境審議会の議題にはならなかった内容ですので、厳密な意味では、本報告書においては守備範囲外かもしれません。しかし、上記の観点をふまえて、提案させていた

<p>だくものです。御検討ください。</p>		
<p>p 4 の一番下の○に書かれているように地球環境部会は「東日本大震災を踏まえ地球温暖化対策の観点から・・・」という意見具申を行っているが、報告書（素案）には現在のところ、こうした視点が見られない。11 の環境未来都市のうち6都市は被災地から選ばれたことなどに触れ、被災地の普及・復興を低炭素社会作りに結び付けようとする動きなどについてもどこかに記述すべきではないか。</p>		<p>御意見を踏まえて、6.（2）に環境未来都市に関して記述しました。</p>
<p>複数の選択肢が報告書にどのように記述されるのかまだはっきりしないが、2030年の原子力発電の割合は0、15、20、25、35%の5段階となっている。これについて地球環境部会では「25、35%は除き、15%は10%にすべきだ」といった強い意見が出されたことなど議論の経過についてもある程度記述すべきではないか。結果だけを書いたのでは一般に人に誤解を与えることになると思う。</p>		<p>複数の選択肢については、6.（5）、（6）に記述しました。さらに、6/8の御議論も踏まえて記述をしたいと考えております。</p>
<p>報告書に盛り込んだ高位、中位、低位の対策の区分けが明瞭ではない点を整理してもらいたい。特に、現在、経済界が実施している自主行動計画や低炭素実行計画などの業界別の対策は、各社の限界削減費用が均一ではない中での実施で、経済合理性に基づいたものではないといえる。これらは費用対効果が低い低位の対策と位置付けるべきである。費用対効果の高い、経済合理性の高い中位の政策として、排出権取引制度の導入を明記すべきである。排出権取引については、経済界から異論が常にあるが、経済合理性の高い中位の対策とするか、経済界の指摘を踏まえた高位の対策とするかは、この報告書では結論を出さずとも、中位、高位両方にまたがる政策として、明記してもらいたい。</p>		<p>高位、中位、低位のケース分けにつきましては、6.（1）において「今回検討を行った対策・施策が高位、中位、低位のどのケースに分類されるかについては、我が国の2020年、2030年の削減目標が定められた後、対策・施策の組み合わせも含めて、更に検討の余地があるのではないかと意見があった。」と記述し、また、6.（3）「⑥分野横断的な取組、基盤的な取組」において、国内排出量</p>

		<p>取引制度について記述し、10.に「更に対策・施策の精査を行い、2013年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。」と記述しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ H24年5月16日時点の報告書案に関し事務局より意見照会が行われた部分については、今回の意見照会の範囲からは外されている。しかしながら、2013小委員会（第19回）の参考資料2にまとめられている各委員の意見が反映されていない部分も存在している（例：国際貢献の定量的な数値目標を掲げる点の是非に関しては、当該記述を見送るべきとの意見しか確認できないが、当該記述は修正されていない）。報告書の取りまとめにむけ、委員に対して意見照会する場合には、その意見の反映状況について十分な説明が無ければ、部会・小委員会の報告書として完成させることは困難ではないか。 ・ 今回の意見照会の対象である5.項と6.項の素案に関しては、その大半を各分野のWGからの報告（「～WGにおける検討」）が占め、部会や小委員会での委員による意見は、数項目程度しか記載されていない。本報告書は、部会と小委員会の議論の成果をとりまとめるものであるため、部会や小委員会において委員の見解が分かれた論点は両論併記し、一定の合意を得た論点については、その方向性を記載するなどして、とりまとめを進めることが求められるのではないか。 ・ さらに、現状の文章構成では、部会・小委員会の委員からの意見が、 		<p>委員意見の対応状況につきましては、本資料を御覧ください。報告書の構成として、WGからの報告と部会・小委の意見といった構成とさせていただいているところです。議論となった部分については委員の意見をしっかりと記述したいと考えております。</p> <p>また、御意見を踏まえまして、複数のWGについて記述している5.につきましては、WGごとにア、イ、ウと整理しました。</p>

<p>どのWGの検討内容に対するものであるのか分かりにくいので、各テーマに関し、「WGで検討した結果」、「事務局が部会・小委員会に対して報告した内容」、「部会・小委員会での委員による議論、成果」とするなど、わかりやすい整理が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、事務局によって部会や小委員会に対して報告されたものの、委員による十分な議論や合意がなされていない項目については、報告書に盛り込むべきではない。 ・特に、6.項に関しては、事務局が設定したテーマに基づき、各WGの検討結果が不規則にピックアップされ、どの部分がWGの検討結果であり、どの部分が部会・小委員会における議論や成果であるのか分かりにくい構成になっているので、抜本的に構成を見直す必要がある。 		
<p>○これまでの部会・小委員会では広範にわたる議論が行われてきており、議論・検証が十分に行われていない内容についても本報告書に含まれている。記載にあたっては、これまでの検討の中で議論が尽くされた点、議論が尽くされていない点について明確にお示しいただきたい。また、議論尽くされていない点については、今後の取り扱いについても明確に示していただきたい。</p> <p>(議論が尽くされていない点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策、施策の内容・実現可能性・費用対効果について ・対策強度(高位・中位・低位)のWG間の整合について 		<p>議論となった部分については委員の意見をしっかりと記述したいと考えております。</p> <p>なお、高位、中位、低位のケース分けにつきましては、5/28合同会合の資料3 p. 35、28行目において「今後更に検討の余地があるのではないかとこの意見があった。」とし、また、p. 90、16行目に「更に対策・施策の</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・基本問題委員会における省エネ対策との整合について ・2013年以降の火力発電の建設を見据えた基本的な考え方についてなど 		<p>精査を行い、2013年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。」といたしました。</p>
<p>【総論】</p> <p>○これまでの部会・小委員会では広範にわたる議論が行われてきており、議論・検証が十分に行われていない内容についても本報告書に含まれている。記載にあたっては、これまでの検討の中で議論が尽くされた点、議論が尽くされていない点について明確にお示しいただきたい。また、議論尽くされていない点については、今後の取り扱いについても明確に示していただきたい。</p> <p>(議論が尽くされていない点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策、施策の内容・実現可能性・費用対効果について ・対策強度（高位・中位・低位）のWG間の整合について ・基本問題委員会における省エネ対策との整合について ・2013年以降の火力発電の建設を見据えた基本的な考え方について 		<p>議論となった部分については委員の意見をしっかりと記述したいと考えております。</p> <p>なお、高位、中位、低位のケース分けにつきましては、5/28合同会合の資料3p.35、28行目において「今後更に検討の余地があるのではないかと意見があった。」とし、また、p.90、16行目に「更に対策・施策の精査を行い、2013年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。」といたしました。</p>
<p>政府の2020年の中期目標「前提条件付き25%削減」はまだ生きており、これをどうするのが今回の報告書の最大のポイントであると思う。だが、2020年時点の原子力発電の割合に関して総合資源エネルギー調査会基本問題委員会が考え方を示していないことから、地球環境部会では中期目標の見直しに関しては現段階ではほとんど議論しておらず、結果として報告書（素案）にもそれについての記述がない。そして報告書のタイムリミットが迫っているという大変残念な状況にある。ただ、暫定的なものにせよ国立環境研究所の試算では、</p>		<p>御指摘を踏まえ、「はじめに」に「我が国は、第4次環境基本計画（平成24年4月27日）において、長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしている。2020年及び2030年までの国内排出削減対策の検討に当たっては、2020年及び2030年が2050</p>

<p>2030年時点での原発0%や原発15%のケースでは2020年に25%削減はほとんど無理であることが示された。そうであるならば報告書ではその辺の事情を率直に説明し、「2020年代の早い時期に25%削減を達成できるように最大限の努力をしていく」といった趣旨の文章をどこかに盛り込む必要があるのではないか。</p> <p>これに関して2013年以降は森林吸収や京都メカニズム、二国間オフセット・クレジット制度でどの程度の削減を目標にするのかについても記述する必要があると思う。</p>		<p>年80%削減に向けた通過点であることを踏まえ、仮に2020年及び2030年までの削減量が小さかった場合には、将来により大きな削減が求められことから、着実な排出削減が重要であるという点に留意すべきである。」と記述しました。</p> <p>2013年以降の森林吸収源対策や海外における排出削減については、それぞれ、7.の「(森林吸収源分野の国際交渉の結果)」、8.の「(今後の海外における排出削減の考え方)」に記載しております。</p>
<p>報告書について、個別項目の修正は特にありませんが、あらためて報告書を読んだ印象を以下に列記します。</p> <p>①報告書の章立てですが、6章を「はじめに」の次に持ってくるようにしないと、全体の印象がとて薄くなってしまいうように思います。</p> <p>②1章の検討経緯、検討プロセス、2章の科学的知見、3章国際交渉の状況、さらに4章、5章も6章の補足説明として位置付け、後ろに置くべきです。</p> <p>③原発比率などの選択は、中環審としての立場を明確にして、事前に総合資源エネルギー調査会と合わせる必要はありません。</p>		<p>報告書の構成につきましては、検討の経緯、温暖化の影響、国際的な議論の状況、温暖化対策の進捗状況、2050年の社会像といったことを踏まえた上で、国内排出削減対策を理解すべきと考えられることから、原案のままとしております。</p> <p>なお、原発の想定については、エネルギー・環境会議の基本方針を踏まえ、総合資源エネルギー調査会基本問題委員会で検討されている数値を</p>

<p>違いがあれば、エネルギー・環境会議で、調整するのが筋だと思います。</p>		<p>用いると記述しております。</p>
<p>(各所に記載されている部会・小委員会での主な意見について) 各所に、部会・小委員会での主な意見がありますが、この意見についてのコメントがありません。 聞きっぱなしなのでしょうか。報告の中で解決したもの、今後の課題として残ったものに分類してセイルすべきではないでしょうか。</p>	<p>国民が判断するにあたっての重要な情報ですので、更なる整理が必要です。</p>	<p>本資料を御覧ください。</p>
<p>(新設要望) 選択肢原案評価の具体的なプロセスとして、「2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会における検討方針 (H24.2.22)、(3)複数の選択肢の原案等を評価する際の観点」に基づいて選択肢の原案評価が行われる必要がある。今後、報告書素案に「(6)複数の選択肢の原案の評価」(p82)の内容が書き加えられる際には、これらの観点も報告書に記載しておく必要がある。 また、これらの観点に基づいて選択肢の原案等を評価するにあたっては、各WGの検討結果をベースにシミュレートされた国立環境研究所AIMプロジェクトチームによる2020年と2030年の一次エネルギー消費量、GHG排出量、発電電力量などの数値(量、内訳)の見通しなどが、評価のための素材となった情報として「6.2020年及び2030年までの国内排出削減対策の複数の選択肢の原案」の章において記載されている必要がある。 (エネルギー・環境会議との用語の統一) 本報告書の提出先がエネルギー・環境会議であることを鑑みれば、エ</p>		<p>「2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会における検討方針」、 「(3)複数の選択肢の原案等を評価する際の観点」の観点も踏まえつつ、6.(6)を記述しました。 また、各選択肢の原案におけるエネルギー消費量や温室効果ガス削減量等についても6.(6)に記述しました。 御意見を踏まえて、修正いたしました。</p>

<p>エネルギー・環境会議で決定された基本方針等で使われている用語との整合性にも配慮し、本報告書をまとめることが望ましい。</p> <p>例えば、報告書案の p57 の「④エネルギー転換部門」に記載されているエネルギー供給 WG の個別項目の見出しの部分で、H24.5.28 時点の報告書素案では、当初用いられていた「化石燃料のクリーン化」や「コージェネ等分散型電源」などから変更されているが、これらはエネルギー・環境会議側と合致する元の用語に戻すべきである。</p>		
--	--	--

○目次について

修正案	修正理由	御意見に対する対応
<p>目次についてですが、まずは、地球環境部会での審議結果を冒頭に持ってくるべきだと思います。</p> <p>原案目次の1から4については、参考事項でよいと思います。必要なときに読めばいいのです。</p> <p>(目次案)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2050 年を長期目標とした低炭素社会の将来像 2 国内温室効果ガス排出削減対策の選択肢 (ここに、選択肢を設定した根拠を説明すること。) 3 国内排出削減対策の検討 (1) 産業～～(6) 分野横断 4 各選択肢における温室効果ガス排出削減量と経済効果・負担 5 各選択肢における比較 温室効果ガス排出削減量、原発再稼働による原発依存度、国 		<p>選択肢を検討するに当たって、検討経緯を冒頭に示すことは重要であると考えており、また、科学的知見や交渉の状況をしっかりと示すことが重要との意見も踏まえまして、原案のままとさせていただきます。</p>

<p>民負担の度合い</p> <p>6 参考</p> <p>(1) 検討経緯～～～ (4) これまでの取り組みと排出量、 吸収量</p> <p>(5) 吸収源対策</p> <p>(6) 国際貢献による排出減</p> <p>(7) 適応策</p>		
<p>2 ページ 1 行目</p> <p>このページは冒頭で(2)国内温室効果ガス排出削減に関する部門別の検討として各 WG の要旨を載せる形だが、低炭素ビジネス WG では、「排出削減の影響度」だけでなく、グリーンビジネス全体の展開について言及している。製造業のプロダクト、プロセスの両面に加え、関連イノベーション分野への波及についても触れている。こうした点は「排出削減の影響度」というよりも、低炭素社会のプラス面であることから、「国内温室効果ガス排出削減に関する部門別の検討」の中の各 WG 報告の中で一括して記載するよりも、21 行目に(3)「国内温室効果ガス排出削減が生み出す新たな需要と市場(仮)」といった形で、追加記載したほうが、読み手の国民に伝わりやすいのではないかと。対象となるのは「低炭素ビジネス」だけでなく、「業務・家庭」「エネルギー転換」などの WG の提言の中にも、需要拡大、市場拡大の要素が含まれていると思うので、部門ごとに「新たな需要と市場」を書くか、あるいは一括して記載することでも、どちらでもいいと思う。同様に、19 ページのところでも(2)の次に新たな(3)を挿入して、「国内需要の拡大、市場の拡大(仮)」としてプラス面の効果(雇用拡大を含</p>		<p>御意見を踏まえて、6. (3) ①産業部門において、「拡大する低炭素ビジネス市場」について記述いたしました。</p>

む)を記載してもらいたい。		
<p>1 ページ</p> <p>※5月16日の部会小委員会合同会合及び…を反映したもの</p>	<p>注記として、素案の中身が 5/16 ならびに 5/23 の議論、書面意見を反映したものとされているが、反映されていない委員意見があり、その理由も明確にされていないことから、この注記は適切でなく、削除すべきである。</p> <p>また、最終的な報告書の取りまとめにあたっては、委員からの意見の反映状況について、事務局からの明確な説明が必要である。</p>	<p>委員意見に対する対応については本資料を御覧ください。</p>

○ 1. 検討経緯・検討方針・検討プロセスについて

修正案	修正理由	御意見に対する対応
<p>4 ページ 1 6 行目</p> <p>…を設置することを決定し、た。更に 8つの小委員会は、その議論にあたり、各分野の有識者によるワーキンググループ (WG) (下図) を設置してからの報告を適宜受けながら、議論を積み重ねてきた。</p>	<p>各分野の有識者による WG は中央環境審議会のもとに設置された会議体ではなく、議論も非公開であったことなどを考慮し、その位置付けを明確化するため。</p>	<p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>4 ページ 2 4 行目</p> <p>…慮すべき事項」をとりまとめた。また、同年 12 月には、総合政策部会における第四次環境基本計画の検討に向けた「地球温暖化に関する取組」をとりまとめ、今後の地球温暖化対策の基本的な方向性を</p>	<p>昨年 12 月に地球環境部会がとりまとめた「地球温暖化に関する取組」は、総合政策部会での第四次環境基本計画の検討に向</p>	<p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>

<p>明らかにしてきた。</p>	<p>けて作成されたものであったと認識しているが、現状の表記では地球環境部会の意見具申であるとの誤解を招く可能性があるため。</p>	
<p>5 ページ 3 行目 これを受けて同年 4 月 18 日には、総合政策部会において第 4 次環境基本計画の答申がとりまとめられ、</p>	<p>第 4 次環境基本計画の検討プロセスを明確化するため。</p>	<p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>6 ページ 5～9 行目 選択肢の原案の策定に当たっては、まず、これまで行ってきた対策・施策の進捗状況や効果の評価・分析、低炭素社会の将来像の検討を行った。<u>い、</u>その上で、国内対策の中期の数値目標、必要な対策・施策、国民生活や経済への効果・影響などを選択肢の原案毎に提示することとした。その際、選択肢の原案に対する評価案についても併せて提示した。<u>することとした。</u></p>	<p>これまで行ってきた対策・施策の進捗状況や効果の評価・分析についてはまだ十分な議論・作業がされていないため。 また、選択肢の原案に対する評価案についても同様に、まだ十分な議論・作業がされていない。早急を実施すべき。</p>	<p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>7 ページ 2～4 行目 特に、省エネ、再生可能エネルギー、化石燃料のクリーン化、需要家が主体となった分散型エネルギーシステムへの転換について、総合資源エネルギー調査会基本問題委員会のエネルギーミックスの選択肢の検討と表裏一体で進め、その内容と整合を取り、地球温暖化対策の観点から、その効果を可能な限り定量的に評価・分析することとした</p>	<p>原子力の選択肢をはじめ、基本問題委員会の検討と軌を一にして政府として一体となった検討を進めていることをしっかりと明示すべき。</p>	<p>御意見を踏まえて修正いたしました。 なお、両委員会は、それぞれの所掌、目的、観点から審議を行っていることから、「その内容と整合を取り」については記載しておりません。</p>
<p>7 ページ 1 2 行目 (4) 選択肢の原案を検討するに当たっての基本的考え方について (意見)</p>		<p>議論となった部分については委員の意見をしっかりと記述したいと考え</p>

<p>「3つの基本的考え方」については、大切なことが記載されていると考えるが、この考え方に基づいて、部会で十分な議論がなされなかった部分があるという事実を、報告書に記載すべき。</p> <p>各委員の間で議論が分かれた部分や、部会の総意でない部分については、該当する各所に明記し、国民に誤解を与えることの無いようお願いしたい。</p> <p>なお、5章、6章を作成するにあたっての要望事項として、ここで述べられている「基本的考え方」をきちんと行うという観点から、とりわけ以下の点を踏まえた記載をお願いしたい。</p> <p>○経済影響については、プラス面だけではなく、国民負担の増加、産業構造の変化、負担者と受益者、世代間の公平性など、マイナスの部分についても分かりやすく説明頂きたい。特に電気料金の高騰など国民生活に多大な影響を及ぼす部分についてはしっかり記載すべき。</p> <p>○各 WG 分野で議論された対策・施策の強度が必ずしも一致しておらず、削減費用のデータについては別途精査が必要。</p> <p>○経済への影響・効果分析についての記載にあたっては、結果だけでなく、モデル分析には限界があり、不確実性が伴うことや、様々な前提条件、留意事項が存在することについても説明いただきたい。とりわけ FIT については、IRR と最終的な再エネ普及量の関係は不明であり、必要な系統増強コストの議論もこれから。一方、今回の中</p>		<p>ております。</p> <p>6. (4)「各ケースの経済への影響・効果分析」において、経済モデルによる分析結果として、GDP や家計支出、電力価格等への影響・効果について記述しております。</p> <p>なお、高位、中位、低位のケース分けにつきましては、5/28 合同会合の資料 3 p. 35、28 行目において「今後更に検討の余地があるのではないかとの意見があった。」とし、また、p. 90、16 行目に「更に対策・施策の精査を行い、2013 年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。」といたしました。</p> <p>経済モデル分析については、「経済モデル分析結果の提示に当たっての留意点」等を記述しております。</p> <p>なお、経済モデルでは、炭素価格を組み込み、エネルギー価格に炭素価格を上乗せすることにより、エネルギーと資本の代替等を通じ、CO₂削減が進むと取り扱い、こうした炭素価格を導入することの経済影響をCO₂削減</p>
--	--	---

<p>環審の試算では、ある IRR や系統条件等の仮定の下で、再エネの普及が目標量に達するとして経済影響を算出している。よって国民に対してミスリードの無い様に、試算の前提条件や留意事項等については結果と共に報告書に明記すべき。</p> <p>FIT の負担の在り方についてもモデルの中でどのように設定・計算されているか明確にすべき。</p> <p>○エネルギー転換部門の検討に関する記載については、経済成長やエネルギー安定供給といった 3 E の視点が見えるような記載として頂きたい。</p>		<p>の影響としております。</p> <p>6. (3) ④「エネルギー転換部門」においては、3E の観点についても記述しております。</p>
<p>7 ページ 29 行目</p> <p>③ 地球温暖化対策は、我が国の経済成長、国際競争力の確保、雇用の促進、エネルギーの安定供給、地域活性化を通じグリーン成長を実現するという視点とともに、経済活動や国民生活様式の転換、技術革新、低炭素消費の促進など持続可能な発展に資するという視点からを踏まえるとともに、国民負担の最小化と、新たな安定的投資市場を育成する民間資金活用型の新しい金融の仕組み等を導入することで、国民各界各層の理解と協力が得られるよう、経済活動・国民生活に及ぼす影響・効果を分かりやすく示す</p>		<p>小委の検討方針から引用したものであるため、原案のままいたしました。</p>
<p>9 ページ</p> <p>(4) の後に追加</p> <p>2020 年、2030 年の削減目標について</p> <p>(1) 2020 年 25%削減との関係</p> <p>政府は、他国の行動を前提に、2020 年に 25%削減の目標を国連に</p>	<p>鳩山前首相による「2020 年 25%削減」は、国際的にカンクン合意にも明記された日本の目標となっている。今回決定する 2020 年</p>	<p>2020 年目標はまさに中環審で御議論をいただき、国民的議論を経て、エネルギー・環境会議において決定される</p>

<p>提出し、カンクン合意に位置付けられている。これに対し、今回選択肢として示す、2020年の数値目標は、国際動向にかかわらず、国内で実施する目標と位置付けられる。2020年の目標は、吸収源対策や国際貢献分と合わせ、日本は引き続き2020年25%削減目標を維持する方針である。</p> <p>(2) 2050年80%削減の長期目標との関係</p>	<p>目標が、25%削減目標とどのような関係にあるのかを説明されなければ、国際社会に混乱をもたらす。</p> <p>国際的には各国の2020年目標の引き上げをしている時であり、日本は25%削減を引き下げるべきではない。今回の2020年目標は、国内真水目標として決定するものであり、<u>吸収源対策や国際貢献分を含め日本として25%削減する基本方針を維持し、それを明記すべき</u>である。</p>	<p>こととされており、現時点で確定的に予断できるものではありませんが、御意見を踏まえ、「はじめに」に「我が国は、第4次環境基本計画（平成24年4月27日）において、長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしている。2020年及び2030年までの国内排出削減対策の検討に当たっては、2020年及び2030年が2050年80%削減に向けた通過点であることを踏まえ、仮に2020年及び2030年までの削減量が小さかった場合には、将来により大きな削減が求められことから、着実な排出削減が重要であるという点に留意すべきである。」旨を記載しました。</p>
---	--	--

<p>2050年80%削減の目標に向けた通過点として、2020年、2030年は、着実な削減をしているものでなければならない。目標が低い場合は、将来により大きな削減をすることが求められ、また、累積排出量が増える結果となる。また、IEAが、対策を後回しにすればそれだけコストが上昇すると指摘していることや、対策が遅れば2度目標を達成する可能性は失われていると指摘していることなども留意して決定することが求められる。</p>	<p>今回の選択肢原案それぞれが、2℃目標や、80%削減目標を達成するための通過点としてどのような意味を持つのかについての説明を加えるべきである。低い削減数値であるほど、将来により大きな削減をしなくてはならず、累積排出量は増え温暖化を進めることに寄与してしまうこと、さらに、対策を後回しにすればそれだけコストが高くなるとのIEAの知見や、2017年には2度目標を達成する排出をロックインしてしまうとのIEAの知見についても説明し、気候変動対策における数字の意味を説明するべきである。そうでないと、国民には数字の意味がよく理解しにくいと考えられる。</p>	<p>御意見を踏まえ、「はじめに」に「我が国は、第4次環境基本計画（平成24年4月27日）において、長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしている。2020年及び2030年までの国内排出削減対策の検討に当たっては、2020年及び2030年が2050年80%削減に向けた通過点であることを踏まえ、仮に2020年及び2030年までの削減量が小さかった場合には、将来により大きな削減が求められることから、着実な排出削減が重要であるという点に留意すべきである。」と記述しました。</p>
---	---	---

<p>3. 数値目標の性質・位置づけ、今後の見直し</p> <p>選択肢で示され、夏に決定される 2020 年、2030 年の温室効果ガス排出削減目標は、決定後、法律に明記される。</p> <p>なお政府は、数値目標は、今後の科学的知見や国際動向に応じて、定期的に妥当性を見直すものとする。</p>	<p>今夏に数値目標が決定された場合、その数値がどう位置付けられるのか明確ではない。京都議定書第 2 約束期間にも参加しない。また、既存の地球温暖化対策基本法の改正において数値目標が記載されるかどうかも明らかではない。国内の拘束力ある目標と位置付けるため、(法的な位置づけ) 明確化、確かな拘束力の必要性を求めていることが必要。</p> <p>来年の IPCC・AR5 などの新たな科学的知見も踏まえ、目標を見直し引き上げをすることも検討可能なよう、レビューのプロセスを入れて、2020 年、30 年までに適宜、目標の妥当性を評価することが重要。</p>	<p>10. において、「2013 年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。」「加えて、エネルギー基本計画が 3 年に一度見直されることから、これと同じタイミングで当該計画における各対策・施策の進捗状況等を点検し、必要に応じ計画を見直し、強化を図っていく必要がある。」と記述してあることから、原案のままといたしました。</p>
<p>9 ページ (4) に追加</p> <p>「地球環境部会は、2050 年 80%削減を実現するため、2030 年におよそ 25%以上削減可能な選択肢原案を示すこととした。その上で、原子炉は原則 40 年で廃炉とし、原子力発電への依存度を低減するという政府方針 (細野環境大臣からの依頼) を踏まえて、選択肢原案を示すことを明確に表現する必要がある。</p>	<p>中央環境審議会地球部会として提示する選択肢原案の基本的考え方を明示する必要がある。</p> <p>左記の考えによると、原子力比率を 15%の中位と高位を中心に、0%高位、20%中位の選択肢を提案するのが良いと考えられる。</p>	<p>中央環境審議会として、どのような選択肢を提示すべきかについては、御議論の結果を踏まえて、記述をしたいと考えております。</p>

	他との関係で示す選択肢は、参考とするか、他の委員会等で示されたものであるので選択肢に加えたことを明示するのがよい。	
--	---	--

○ 2. 温暖化に関する科学的知見について

修正案	修正理由	御意見に対する対応
全体をもっとコンパクトにすべき。 (ボリュームを半分程度にしてはどうか)	全体が長すぎるため。	当該部分は重要であり、しっかりと記述すべきとの意見もあり、原案のままといたしました。
9 ページ 18～21 行目 (第 2 章～第 4 章の記載が多すぎるため、主要文献および概要を数行程度で紹介する程度に簡略化すべきだが、書くとすれば、誤解を生まぬよう以下のように修正すべき。) また、同様に、さまざまな安定化温度レベルについての 研究結果を集約し、温室効果ガス安定化濃度を 450ppm 以内にとどめる場合には、先進国は 2020 年までに 1990 年比で 25～40%、2050 年までに 80～95%の排出削減、途上国はベースラインからの大幅な排出削減が必要であるとの分析結果を紹介している。	先進国の削減レベルについては IPCC-AR4-WG3 報告書第 13 章の「13.3.3.3 Implications of regime stringency: linking goals, participation and timing」で言及されているが、その位置付けはあくまで何人かの学者による分析結果の集約を紹介しているだけに過ぎず、IPCC が必要な削減量を示しているかのような誤解を招く記載は避けなければならない。 また、25～40%、80～95%といった数字は、ある前提の下での先進国と途上国との間の「努力分担」であるため、恣意的な数字であると言える。	御意見を踏まえて修正いたしました。ただし、文末は、全体のトーンを揃え、「紹介」ではなく「示している」といたしました。

○3. 国際交渉の状況について

修正案	修正理由	御意見に対する対応
<p>全体をもっとコンパクトにすべき。 (ボリュームを半分程度にしてはどうか)</p>	<p>全体が長すぎるため。</p>	<p>当該部分は重要であり、しっかりと記述すべきとの意見もあり、ほぼ原案のままといたしました。</p>
<p>13 ページ11～14行目 京都議定書に関しては、第二約束期間の設定に向けた合意が採択され、第二約束期間には削減目標を設定しないとの我が国の立場も合意文書に反映された。<u>これにより、日本は削減目標に縛られることなく、引き続き真摯に温暖化対策を進めていくことが可能となった。</u></p>	<p>削減目標を設定しなかった事実は、前の文章に記載済み。後の文章とつなげるのであれば、「我が国は削減目標に縛られることが無くなった」という事実を記載すべき。</p>	<p>当該箇所は COP17 の成果という事実関係のみを記載することとし、原案のとおりとしました。</p>
<p>13 ページ16～20行目 我が国は従来、すべての主要排出国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築を訴えてきており、引き続き、同会合で得られた成果を踏まえ、新たな法的文書の実施を待つことなく、カンクン合意の下で温暖化対策を強化し、引き続き着実に実施するとともに、新たな法的枠組みの構築に向けた国際的議論に<u>戦略的に関与して</u>いくことが必要である。</p>	<p>国際的議論に対しては、戦略的な関与が重要であり、貢献度合いについてはまさにこれから議論していくことであるため。</p>	<p>当該箇所は削除いたしました。</p>
<p>13 ページ17行目 <u>引き続き</u>カンクン合意の下で温暖化対策を強化し、引き続き着実に実施するとともに、</p>	<p>「強化」の定義が曖昧であること、ならびに「温暖化対策を強化するかどうか」について議論も行っていないことから、「強</p>	<p>当該箇所は削除いたしました。</p>

	化」という言葉を使うべきではない。	
<p>13 ページ 37 行目 (国際的文脈の前に追加) 参考資料 6 頁に、「低炭素社会に向けた世界の流れ」が紹介されている。これに韓国を加えて、世界の流れの実情と進捗状況を記述しておくべきではないか。</p>	<p>国際交渉に参加する各国の国内政策が国際交渉に影響を与えている。今回の日本の環境エネルギー政策の選択も、こうした各国の取組みを認識した上で、国際社会の加速的变化の可能性を踏まえて行うべき。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、「(本検討の際に考慮すべき国際的文脈)」の項目内に韓国を含め各国の低炭素社会構築に向けた政策の事例を追記しました。</p>
<p>14 ページ 9 行目 京都議定書第二約束期間に削減目標を設定しない先進国を含め、先進国は、コペンハーゲン合意に基づいて 2020 年削減目標の履行を約束している。カンクン合意とそれに基づく一連の COP 決定が実施の規則を定めている。我が国も、コペンハーゲン合意に賛同を表明し、2020 年の削減目標を設定し、履行することを約束しており、新たな法的文書が発効する 2020 年までの間も、2020 年の排出削減目標を国際社会に示し、その目標を誠実に履行することが求められている。</p>		<p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>14 ページ 10～14 行目 京都議定書第二約束期間に削減目標を設定しない先進国を含め、先進国は、コペンハーゲン合意に基づいて中期的な温暖化対策の強化が求められており、カンクン合意とそれに基づく一連の COP 決定が実施の規則を定めている。(以下、削除)</p>	<p>2020 年削減目標の履行を約束”とは、言い過ぎではないか。カンクン合意でも数値目標に向けた実施は「留意」との表現に留まり、目標値も参考扱いとなっている。 本文脈で述べるべきことは、数値目標の履行ではなく、中期的な温暖化対策を実施していくことが国際的にも必要であること</p>	<p>コペンハーゲン合意の記述に従った記述であり原案どおりとしました。</p>

	<p>で十分である。</p>	
<p>14 ページ 14 行目 (追加) ○ <u>現在我が国が国際的に約束している 2020 年の削減目標は、コペンハーゲン合意の後に提出したいいわゆる「前提条件付き 25%目標」であるが、これに関して、本年 3 月、「我が国は現在、東日本大震災及び福島第一原発事故を踏まえたエネルギー政策、温暖化対策の見直し作業中であり、目標の詳細情報は後日提出する」旨、条約事務局に通報したところである。今後、国民的議論を経た後にエネルギー・環境会議において新たなエネルギー政策、温暖化対策が取りまとめられ次第、見なおし後の目標とそれを達成する施策の詳細について国際的に説明することが求められている。</u></p>		<p>「(本検討の際に考慮すべき国際的文脈)」の記載内容を修正したことに伴い、条約事務局への通報及び今後の対応に係る記載の箇所を見直しました。</p>
<p>14 ページ 23 行目 (削除) ○ 現在我が国が国際的に約束している 2020 年の削減目標は、コペンハーゲン合意の後に提出したいいわゆる「前提条件付き 25%目標」であるが、これに関して、本年 3 月、「我が国は現在、東日本大震災及び福島第一原発事故を踏まえたエネルギー政策、温暖化対策の見直し作業中であり、目標の詳細情報は後日提出する」旨、条約事務局に通報したところである。</p>		<p>「(本検討の際に考慮すべき国際的文脈)」の記載内容を修正したことに伴い、記載箇所を見直しました。</p>
<p>14 ページ 31 行目 2020 年以降の枠組み交渉における我が国の発言力を高めるよう<u>いては</u>、気候変動の抑制に向けて、温暖化対策を着実かつ真摯に実施して</p>	<p>わが国が温暖化対策を着実に実施していることを国際的にきちんと示していくこと</p>	<p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>

<p>いることを国際的にも示していく必要がある。</p>	<p>は非常に重要であるが、「枠組み交渉における我が国の発言力を高める」ことが目的ではない。</p>	
<p>(COP17 の結果成果)</p> <p>14 ページ 33 行目</p> <p>○ 特に、すべての締約国に適用される新たな法的枠組みに関し、法的文書を作成するための新しいプロセスである「ダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を 2012 年前半に立ち上げ、可能な限り早く、遅くとも 2015 年中に作業を終えて 2015 年に採択し、2020 年から発効させ、実施に移すとの道筋が合意されたことは重要な成果である。</p> <p>15 ページ 17 行目</p> <p>○ COP16 で確認合意された工業化以前からの全球平均気温上昇を 2 度未満の抑制を目指す長期的なビジョンに抑えるという締約国が目指す長期目標や G8 における確認事項合意等に照らして、低炭素経済・社会への移行に向けて長期的に大幅な排出削減が必要であることは、国際社会の共通する認識となっている。カンタン合意に基づき 2013-15 年に実施される長期目標の再検討を受け、今後さらに長期目標を強化することについて検討が予定されていることにも留意が必要である。</p> <p>24 行目</p> <p>○ 他方で、新たな法的枠組み交渉を開始することを決定した COP17</p>	<p>第 3 章は、国際的に置かれている日本の立ち位置を確認する章であると認識している。</p> <p>そのため、主観を取り除いた事実関係、及び国際的文脈として読み取るべきものという視点での整理が必要。</p> <p>読み取るべきものは、国際的な排出削減対策の重要性を認識しつつ、国際枠組交渉の駆け引きの中で国益を損なうことなく如何に戦略的に対処するか、資源輸入国である我が国が如何に国際社会との関係を構築していくかという視点であるべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、事実関係を記載している部分については主観的な表現を極力避け、事実関係に即した記載とする方向で修正しました。</p> <p>一方、「本検討の際に留意すべき国際的文脈」において、これまでの各委員の御意見により留意すべき点として記載されている箇所への追加的な御意見については、原案に加えて頂いた御意見を追加しています。</p>

の決定でも、各 25 国が現在約束している排出削減対策を積み上げて
も、その水準がこうした長期目標を達成するのに十分なものではない
ことが国際的に確認されているように、各国の社会経済状況に応じた
温室効果ガスの排出削減対策において、持続可能な発展を目指した環
境と経済の両立のバランスが如何に困難であるかという現実に直面
している。~~新たな法的文書策定プロセス（2012-15 年）と併せて、こ
の削減水準の引き上げの作業を進めることも合意されており、対策の
野心レベルの引き上げと早期の対策導入が世界的に求められている。~~

3 1 行目

○ 京都議定書第二約束期間に削減目標を設定しない先進国を含め、
我が国を含む先進国は、コペンハーゲン合意に基づいて 2020 年削減
目標の履行を表明約束している。~~カンクン合意とそれに基づく一連の
COP 決定が実施の規則を定めている。我が国も、コペンハーゲン合意
に賛同を表明し、2020 年の削減目標を設定し、履行することを約束
しており、新たな法的文書が発効する 2020 年までの間も、国際社会
の中で誠実に排出削減対策を実施していく 2020 年の排出削減目標を
国際社会に示し、その目標を誠実に履行することが求められている。~~

1 6 ページ 4 行目

○ カンクン合意に基づく MRV のガイドラインをはじめ一連の国際ル
ールで、我が国の削減目標達成に向けた取組みは 2020 年の削減目標
~~は~~国際的な審査と評価の対象となる。これまでの京都議定書第一約束
期間と異なり、削減目標を達成するための施策、その効果、進捗状況

などについて、2年に一度報告し、専門家の審査を受けることに加え、他国からの評価を公開の場で受けることになるため、我が国の取組みが正当に評価されるような理解活動が必要である。それゆえに設定した削減目標について、国内においても目標の進捗、効果を定期的に評価・検証し、必要な場合追加的な対策をとる仕組みが必要である。

○また、先進国では、EUが「20-20-20目標」（2020年までに温室効果ガス20%削減、省エネ20%、再エネ20%）を掲げ、イギリスがカーボンバジェットの策定、ドイツが2020年40%削減の目標を提示するなどの野心的な政策を次々と打ち出している、また、その他の国においても、コペンハーゲン合意において中国やインドがGDP当たりCO2排出量の目標を掲げ、韓国では排出量取引制度を導入することとしている。我が国の目標及び施策の決定においては、世界各国において低炭素社会構築に向けた政策が確実にとられていることを考慮に入れるべきである。

20行目

○今後の国際交渉においては、2020年から発効するすべての国に適用される新たな法的文書のできるだけ早期の採択に向け、た議論に戦略的に対応貢献していくことが重要である。その際、条約の究極的な目的を尊重し、目標にむけた排出削減の野心のレベルを最大限古くさせつつ、我が国の国益が損なわれないすべての国による参加を確保する仕組みとする必要がある。このため、枠組みの構築に向けた交渉において、ける我が国がの立場に与える影響を考慮した目標の設定

「○また・・・入れるべきである。」につきましては、国際的な状況を把握することは重要であり、複数の委員からもその旨指摘があったことから、原案のままとしました。

「我が国の国益が損なわれない」については、「世界全体での温室効果ガス大幅削減を確実なものにする」としました。

~~と施策の決定が必要であるとともに、気候変動の抑制に向けて、温暖化対策を着実かつ真摯に実施していることを国際的にも示していく必要がある。~~

(途上国支援)

30行目

○ 排出削減等の温暖化対策に取り組む途上国や、気候変動の影響に対して脆弱な途上国を支援するため、我が国は、2009 年末の COP15 において、2010 年から 2012 年末までの 3 年間で官民合わせて概ね 150 億ドル規模の資金支援の実施を表明し、2012 年 2 月までに概ね 132 億ドル以上の支援を実施してきた。こうした我が国の貢献が開発途上国における温暖化対策により有効に使われることで我が国の国際社会での位置付けが高まるよう、途上国支援のための制度案を我が国から提案・発信していくことが重要である。

17 ページ 4 行目

○ また、エネルギー消費の大きい都市の対策は重要であり、我が国が得意とする高効率省エネルギー技術の自治体・地域における先進的な取組を経済発展著しいアジア等の諸都市に普及させていくことも我が国の国際貢献として大きな意義を有するものといえる。

11 行目の後

○ こうした一連の取組みを通じて、エネルギー資源の大部分を海外に依存しなくてはならない我が国の現状を踏まえ、国際社会の中でバ

「○ こうした一連の・・・重要である。」という御意見につきましては、

<p><u>ランスの取れた関係構築を維持していくことが重要である。</u></p>		<p>当該部分は温暖化に係る国際交渉について記述する部分であり、エネルギー資源を依存している状況を考慮することは直接的には関連性が低いことから、原案のままとさせていただきました。</p>
<p>14 ページ 30～34 行目 2020 年から始動する予定の新たな法的文書の重要性に鑑み、その策定に向けた交渉において、すべての国が参加する枠組みの構築に向け、<u>我が国に与えるエネルギーや経済的への影響を考慮した対応が必要である。</u></p>	<p>目標の、施策、国際的な対応に関しては、まさに今議論しているところであり、現時点で結論を書けるものではない。</p>	<p>「(本検討の際に考慮すべき国際的文脈)」の記載内容を修正したことに伴い、記載内容を見直しました。</p>
<p><u>今後の国際交渉においては、2020 年から発効始動する予定のすべての国に適用される新たな法的文書のできるだけ早期の採択に向けて議論に貢献していくことが重要である。その際、条約の究極目標に向けた排出削減の野心のレベルを最大限向上させつつ、すべての国による参加を確保しうる仕組みとする必要がある。このため、重要性に鑑み、その策定に向けた交渉において、すべての国が参加する枠組みの構築に向けた交渉における我が国の立場に与える影響を考慮した目標の設定と施策の決定が必要であるとともに、2020 年以降の枠組み交渉における我が国の発言力を高めるよう、気候変動の抑制に向けて、温暖化対策を着実かつ真摯に実施していることを国際的にも示していく必要がある。</u></p> <p>20121年 2101月までに概ね 13225億ドル以上の支援を実施してきた。</p>		<p>「(本検討の際に考慮すべき国際的文脈)」の記載内容を修正したことに伴い、記載内容を見直しました。</p>

<p>15 ページ 12 行目以降 現在ある文章に、以下のような新たな節をもうける</p> <p>(低炭素社会構築に向けた国際的動向)</p> <p>気候変動枠組条約の下での国際交渉では、排出削減目標を含む国際制度への合意は得られていないが、各国内では、エネルギー安全保障やエネルギー利用におけるコスト削減、産業の競争力強化等の理由で、低炭素社会構築に向けた政策が確実にとられている。</p> <p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国では、連邦政府レベルでは再生可能エネルギー利用割合基準 (RPS) を設定していないが、29 州とワシントン特別行政区が独自の基準を設定している。 ・欧州連合 (EU) では、過去 5 年間に、再生可能エネルギー関連の産業における被雇用者が 23 万人から 55 万人に増加した (2011 年 8 月公表「A Roadmap for moving to a competitive low carbon economy in 2050; http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0112:FIN:EN:PDF) ・中国では、第 12 次 5 カ年計画でも定められた「2020 年までに炭素効率を 40～45%改善」という目標を達成するために、州ごとに目標を設定した。沿岸域の州は、他の州よりも相対的に厳しい目標を設定された。 	<p>日本国内では、「国際制度が合意されていない」ことは、「諸外国で温暖化対策が進んでいない」と解釈されがちだが、実際には、国際合意不在の下でもある程度の対策は着手されていることを示した方がよいと考えたため。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、「(本検討の際に考慮すべき国際的文脈)」の項目内に世界各国の低炭素社会構築に向けた政策の事例を追記しました。</p>
<p>15 ページ 31 行目 ○京都議定書第二約束期間に削減目標を設定しない先進国を含め、先</p>	<p>コペンハーゲン合意は 2020 年削減目標の</p>	<p>コペンハーゲン合意では、先進国は</p>

<p>進国は、コペンハーゲン合意に基づいて 2020 年削減目標の履行を約束しているに向けて真摯に取り組むことになっている。</p>	<p>履行を約束しているか？</p>	<p>2020 年目標を「履行することをコミットする (commit to implement)」とされています。(下記同趣旨意見とも併せて修正)</p>
<p>15 ページ 31 行目 京都議定書第二約束期間に削減目標を設定しない先進国を含め、先進国は、コペンハーゲン合意に基づいて 2020 年削減目標の履行を約束している。カンクン合意とそれに基づく一連の COP 決定が実施の規則を定めている。実施の規則に従い、我が国も、コペンハーゲン合意に賛同を表明し、2020 年の削減目標を設定し、履行することを約束しており、新たな法的文書が発効する 2020 年までの間も、2020 年の排出削減目標を国際社会に示し、その目標を誠実に履行実施することが求められている。</p>	<p>同内容の文章が重複しているうえ、コペンハーゲン合意とカンクン合意の関係も非常に分かりづらい。過去の交渉経緯としてコペンハーゲン合意に触れるのは良いが、現在の効力を有している国際交渉の枠組みとして使う場合は、カンクン合意に統一すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、重複部分を削除しました。(上記同趣旨意見とも併せて修正)</p>
<p>16 ページ 12 行目 不要。(全文削除) また、先進国では、EU が「20-20-20 目標」(2020 年までに温室効果ガス 20%削減、省エネ 20%、再エネ 20%) を掲げ、イギリスがカーボンバジェットの策定、ドイツが 2020 年 40%削減の目標を提示するなどの野心的な政策を次々と打ち出している。また、その他の国においても、コペンハーゲン合意において中国やインドが GDP 当たり CO2 排出量の目標を掲げ、韓国では排出量取引制度を導入することとしている。我が国の目標及び施策の決定においては、世界各国において低炭素社会構築に向けた政策が確実にとられていることを考慮に入</p>	<p>国土面積、人口、産業構造、エネルギー効率(省エネ技術の先進性、CO2の限界削減費用等)等あらゆる点で異なる他国の温暖化政策を持ち出しても意味がない。 仮に、触れるとするならば、各国の削減目標値のみならず、エネルギー効率や限界削減費用などについての我が国との対比も行うべき。</p>	<p>国際的な状況を把握することは重要であり、複数の委員からその旨指摘があったことから、当該部分の削除はしませんが、御指摘を踏まえ、「我が国には他国と比べて対策が進んでいる分野もあるとの分析もあること」と記述しました。</p>

れるべきである。		
---------------------	--	--

○ 4. 我が国のこれまでの取組と温室効果ガスの排出量及び吸収量の状況について

修正案	修正理由	御意見に対する対応
<p>17 ページ 14 行目</p> <p>(各対策・施策の進捗状況) の節は、拡充すべきと考える。</p> <p>特に①「見込みを上回っている」ものや、②見込みどおり、のものの中から、とりわけ排出量削減に効果的で、かつ、人々の生活や企業行動にとっても利益となったと評価できる施策について、いくつか具体的に提示していただきたい。これらの施策が、2020 年に適切な目標を設定しないことが原因で中途半端に終了してしまうことは、温暖化対策にとっても、また、人々や企業の利益にとっても、望ましいことではない。</p>	<p>省エネ家電や高燃費自動車等の普及は、人々の生活にとっても望ましいと考えられる。このような観点抜きにして、「投資にコストがかかる」といった議論だけで、温暖化対策が否定されるべきではないと考えられるため。</p>	<p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>17 ページ 15 行目</p> <p>各対策・施策の進捗状況について</p> <p>(意見)</p> <p>第一約束期間の目標達成のために実施した対策・施策については、件数のレビューではなく、費用対効果を定量的に分析し、記載すべき。</p>		<p>京都議定書の目標達成のための対策・施策の進捗状況につきましては、目達計画の点検において分析が行われており、当該部分は、「京都議定書目標達成計画の進捗状況」(平成 23 年 12 月 20 日)を踏まえて記述しております。したがって、ここで詳細に分析することはしておりません。</p>
<p>19 ページ 15 行目</p>		

<p>(各対策・施策の進捗状況) (意見) 第1約束期間の目標達成のために実施した対策・施策については、件数のレビューのみではなく、費用対効果を定量的に分析し、記載すべき。</p>		<p>京都議定書の目標達成のための対策・施策の進捗状況につきましては、目達計画の点検において分析が行われており、当該部分は、「京都議定書目標達成計画の進捗状況」(平成23年12月20日)を踏まえて記述しております。したがって、ここで詳細に分析することはしていません。</p>
<p>17ページ35行目 (第一約束期間全体の・・・の前に追加) 気温上昇を2℃に抑制するために、2050年90年比80%削減の目標の達成のために、再生可能エネルギー固定価格買取制度、地球温暖化対策税、国内排出量取引制度の導入を盛り込んだ地球温暖化対策政府案が閣議決定され、審議されてきたこと、基本法の制定には至っていないが、再生可能エネルギー固定価格買取制度については今年7月1日から実施され、税についても一部であるが秋から実施されること、国内排出量取引制度についても検討課題であることを記述しておくべき。</p>	<p>その前の対策施策の見込みが記載されているが、対策の質や量の記述がなく、今後の削減に十分かとの検討に繋がるものとなっていないため、主要政策についてのこれまでの経緯の記述が必要。</p>	<p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>18ページ15～17行目 また、更なる長期的・継続的な排出削減を目指し、社会経済のあらゆるシステムを構造的に温室効果ガスの排出の少ないものへ抜本的に変革させることが必要な状況となっている。</p>	<p>今後の対策・施策の方向性について、啓示的に誘導する表現であるため削除。 本章は、これまでの取り組みや排出状況を客観的に整理するためのセンテンスであ</p>	<p>当該部分は、「第4次環境基本計画」第4節②京都議定書目標達成計画の進捗状況から引用したものであり、政府としての統一見解となっているこ</p>

	り、明確な根拠も示さないまま、対策・施策に方向付けするような表現は避けるべき。次章以降の選択肢原案の中で明確な根拠に基づく具体的な案を示すべき。	とから、原案のままとさせていただきました。
21 ページ 9 行目 また、更なる長期的・継続的な排出削減を目指し、社会経済のあらゆるシステムを構造的に温室効果ガスの排出の少ないものへ抜本的に変革させることが必要な状況となっている。 →削除		当該部分は、「第4次環境基本計画」第4節②京都議定書目標達成計画の進捗状況から引用したものであり、政府としての統一見解となっていることから、原案のままとさせていただきました。

○5. 2050年までの長期目標を視野に置いた持続可能な低炭素社会の将来像

修正案	修正理由	御意見に対する対応
23 ページ 10～11 行目 第4次環境基本計画（平成24年4月27日）において、長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしている。（先進国共通の目標となっていることに言及する。）		御意見を踏まえて修正いたしました。
23 ページ 17 行目 東日本大震災や原発事故を踏まえ、今後のエネルギー供給は従来の想定よりも厳しいものとなることが予想される。そこで、技術WGでは、改めて低炭素技術の棚卸（←あまり一般的な言葉でないのでは？		御意見を踏まえて修正いたしました。

<p>「利用可能性の再検討」を行うとともに、</p>		
<p>23～26 ページ 13 行目 【コメント】 CO2 削減という観点からすると最も厳しい原発ゼロという仮定を置いたという記載がないが、それで良いか？</p>		<p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>23 ページ 23 行目 技術 WG では、東日本大震災前に検討していた 2020 年、2030 年の社会や経済の姿の延長上にある 2050 年の社会や経済の姿を想定し、どの程度の排出削減が可能となるかの検討を行った。なお、検討に当た て際しては、下記のような前提を置いた。 ・CO2 削減の点からは最も厳しい原発ゼロという条件を想定 ・80%削減という目標は、エネルギー需要・供給のあらゆる部門で限りなくゼロエミッションを目指して初めて到達可能であるとの観点から、技術的可能性に重点を置く ・従って、明らかに非合理と判断される場合を除いては、コストを度外視して削減効果を算定 また、検討する対策がマクロフレーム WG において議論されている 5 つの社会における温室効果ガスの大幅削減可能性の検討に資するよう、技術 WG とマクロフレーム WG との間で情報交換を行うとともに、住宅・建築物 WG、自動車 WG、エネルギー供給 WG 等からの情報提供を受けた。</p>	<p>●ひとつ前の段落（15 行目～）との記述の重複を解消 ●検討に際しての基本的考え方を整理（前記の原発に関する記述を仮に挿入）</p>	<p>御意見を踏まえて修正いたしました。ただし、原発の扱いについては、上記対応において記述いたしましたので、ここでは記述いたしませんでした。</p>
<p>23 ページ 31 行目 ○ 2050 年の住まいの姿としては、住宅本体の工夫、省エネ機器の利用、自然エネルギーの活用、エネルギーの賢い利用などによって、</p>		<p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>

<p>必要なエネルギーを本当に必要な分だけ利用する（←無駄を省き必要最小限度のエネルギーを利用する）ことで低炭素な住まいを実現するとともに、快適性・安全性を高めた住まいが想定される。</p>		
<p>23 ページ 36 行目 ○ 2050 年のオフィスの姿としては、建物本体の工夫、省エネ機器の利用、自然エネルギーの活用、エネルギーの賢い利用などによって必要なエネルギーを本当に必要な分だけ利用する（←無駄を省き必要最小限度のエネルギーを利用する）ことで低炭素なオフィスを実現するとともに、快適性・耐災害性・効率性を高めたオフィスが想定される。</p>		<p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>24 ページ 「5. 2050 年までの・・・」の章の構成について 報告書の素案に対して提出された委員からの意見が、「WG からの報告」の中に反映されているケースがある。委員から提出された意見は、記載する位置を p28 の「部会・小委員会における主な意見」へ変更すべきである。</p>	<p>記載されている内容が、WG からの報告事項であるのか、小委員会や部会の委員からの意見であるのかについて、明確化することが必要であるため。 (本要望は、6. 章にも共通)</p>	<p>基本的に、WG での議論に沿った指摘については、WG からの報告に関する部分の修正も行っております。</p>
<p>24 ページ 17 行目 ○ 2050 年の発電部門の姿としては、火力発電所は発電効率が極めて高く、需給調整能力に優れたガス火力発電や石炭火力発電が稼働し、すべての火力発電所には CCS が設置されていることが必要とされる。再生可能エネルギー発電については、太陽光発電、風力発電、中小水力発電、地熱発電、海洋エネルギー発電、バイオマス発電の普及が進み、総発電電力量においても極めて大きなウェイトを占めていることが必要とされる。需要と供給のバランスについては、高度情報化</p>	<p>●「極めて」という文言は限定的かつ曖昧で誤解を与える（分析では 50%程度であるのに対して、80%や 90%以上という印象を受けるのでは？）ため削除 ●スマート化（情報ネットワークとの統合）における最大の課題のひとつはセキュリテ</p>	<p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>

<p>された通信システムが双方の情報から揚水発電や蓄電池などの蓄電装置、火力・水力発電所の調整能力を用いて再生可能エネルギーから生じた電力を有効に活用することが必要とされる。但し、情報システムにはサイバーテロといったセキュリティ上の課題があることを十分に認識したシステムの設計・セキュリティ対策が必要である。</p>	<p>ィ対策と考える。これは「6. 2020年及び2030年までの国内排出削減対策の複数の選択肢の原案」の章においても同様なため、必要に応じた加筆をお願いしたい。</p>	
<p>24 ページ 18～19 行目 CO₂貯留場所が確保されていることを前提として、すべての火力発電所には CCS が設置されていることが必要</p>	<p>CCS の設置については、CO₂貯留地点の調整が国の責任で実施され、貯留場所が確保されていることが大前提である。</p>	<p>「すべての火力発電所には CCS が設置されていることが必要」としており、CO₂貯留場所が確保される必要があることは明らかであることから、当該部分については、原案のままとさせていただきます。御指摘の内容については、6. (3) ④に記述いたしました。</p>
<p>25 ページ 5～7 行目 ・発電部門の将来像について、原子力発電はエネルギーセキュリティの観点からも一定の割合を見込むケースを検討すべきではないか、再生可能エネルギー・CCS について、原子力を活用するなど他のシナリオがあり得るのではないかと の意見、CCS について、CCS の導入には相当な準備が必要ではないか、CCS に CO₂削減を頼るのは危ういのではないかと の意見があった。</p>	<p>原子力の話が、「再生可能エネルギー、CCS については」の中身として記載されており文章としておかしい。また、地球環境部会井上委員の発言をより正確に記載いただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>25 ページ 11～13 行目 ○ 温室効果ガス排出量については、2050年までに80%削減を達成するためには、省エネルギー・低炭素エネルギー技術の導入に加え、CCS</p>	<p>技術 WG の報告では、2050年80%削減を達成するため、CCS による炭素貯留を2億ト/</p>	<p>御意見を踏まえて、第6回小委員会におけるRITE山地理事ヒアリングを踏</p>

<p>による炭素貯留により、2050年までに80%削減を達成する可能性を見出した。を最大限導入する必要があるが、現状では技術的な不確実性や安全性への疑問、高コスト等の課題がある。</p>	<p>年見込んでいた。技術WGの赤井座長も第9回小委員会において報告した際、「CCSの2億トンは大変な数字である」との見解を述べ、「ここまでやらないと80%削減はできない」との発言していることから、修文案の表現が適切。</p>	<p>まえて CCS のコストについて記述いたしました。 加えて、技術WGの前提については、5.アに記述するとともに、CCSの課題については、6.(3)④に記述いたしました。</p>
<p>24ページ21行目 ○ 温室効果ガス排出量については、<u>2050年までに80%削減を達成するためには、省エネルギー・低炭素エネルギー技術の導入に加え、CCSによる炭素貯留により、2050年までに80%削減を達成する可能性を見出した。を最大限導入する必要があるが、現状では技術的な不確実性や安全性への疑問、高コスト等の課題がある。なお、CCSについては、コストがかかり、発電効率が悪くなるため、CO2の排出削減目標が無ければ実行はされないものの、CO21トン当たり8,000円以下でできるだろうとの報告(第6回小委員会(平成23年12月21日山地理事コメント))もあった。</u></p>	<p>技術WGの報告では、2050年80%削減を達成するため、CCSによる炭素貯留を2億ト/年見込んでいた。技術WGの赤井座長も第9回小委員会において報告した際、「CCSの2億トンは大変な数字である」との見解を述べ、「ここまでやらないと80%削減はできない」との発言していることから、現時点で考え得る課題についても、合わせて記載する必要がある。</p>	<p>御意見を踏まえて、第6回小委員会におけるRITE山地理事ヒアリングを踏まえて CCS のコストについて記述いたしました。 加えて、技術WGの前提については、5.アに記述するとともに、CCSの課題については、6.(3)④に記述いたしました。</p>
<p>25ページ13行目 …見出した。なお、この検討は、とにかく技術の可能性だけを追求し、コスト面についてはほとんど、あるいは一切考えていないということを、念頭において理解する必要がある。</p>	<p>当該WGの検討結果や考え方を読み手に正しく理解をしてもらうため、当該WGからの小委員会への報告の際のやりとりを追記する必要がある。</p>	<p>御意見を踏まえて、第6回小委員会におけるRITE山地理事ヒアリングを踏まえて CCS のコストについて記述いたしました。 加えて、技術WGの前提については、5.アに記述するとともに、CCSの課題については、6.(3)④に記述い</p>

<p>26 ページ 4 行目</p> <p>○ 今後、更なる低炭素化を目指すには、以下のことを実施していくことが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策技術の開発・普及の障壁の把握とその打開のために必要な方策の検討 ・従来の機器単体の効率向上に加え、エネルギー消費量が少なくても満足度を減らさずに済むライフスタイルへの変換、必要なサービスを通じ満足度を高められる技術についての更なる検討 ・再生可能エネルギーの大量普及を前提としたエネルギー需給システムの詳細な設計、など <p>○ ここでとりまとめた技術 WG における検討結果は、「6. 2020 年及び 2030 年までの国内排出削減対策の複数の選択肢の原案」に係る検討以前にとりまとめたものであるため、2030 年までの施策検討結果との整合性がとれていない分野もありえる。このため、2030 年までの検討で実施された経済性評価の結果、複数シナリオの考え方などを視野に入れた再検討を行うことが有益である。</p> <p>また、今回の調査に利用した技術データや削減量見積の方法論等を、将来の見直しや他機関における検討等の際に有効に利用できるような、データベースシステムし、適宜更新するような仕組みを構築しておくことも有効である。</p>	<p>●最後の Bullet の内容は、低炭素化を目指すという目的とは直結しないため、削除し、課題を追記することにより（文の構成を修正）</p>	<p>たしました。</p> <p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>27 ページ 9～11 行目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運輸部門の将来像について、自動車は 2050 年にはエコカー等によ 		<p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>

<p>り電動化が更に進むのではないかとの意見、運輸部門の一部の燃料は2050年でもガソリンなどの液体燃料を必要とするのではないかとの意見があった。なお、充電を伴う電動化では、自動車のCO2排出量が電源のCO2排出源単位に依存する面があり、火力発電に依存する一方、再生可能な電力の活用によってCO2を削減する方法も想定される。</p>		
<p>32ページ23行目 【マクロフレームWGの検討結果に対する部会・小委における主な意見への追加要望】 どの選択肢をとった場合でも、困難さの度合いに違いはあるものの、ある仮定や条件をおけば、2050年の80%削減の実現可能性はあるものとして理解したとの意見があった。</p>		<p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>33ページ17行目 これを踏まえ、地域づくりWGにおいては、地域づくりWGに加えて土地利用・交通サブWG、地区・街区サブWG、物流勉強会の4つのWGとともに勉強会を組織し、地域ごとの取組が特に期待される土地利用・交通対策や地域のエネルギー資源の活用等をはじめ、各分野の温暖化対策を地域という空間スケールでどのように実施していくかを検討した。</p>		<p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>34ページ25行目 【追加】 ○今後、高度成長期において構築された社会インフラの改修、メンテナンス および更新に要する社会的費用を考慮すると、新たな地域づくりに必要とされるコストはかなり制約されることを考慮すべきで</p>		<p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>

<p>はないかとの意見があった。</p>		
<p>34 ページ 25 行目 【地域づくり WG の検討結果に対する部会・小委における主な意見への追加要望】 地域づくりにおいては、電気だけでなく、熱エネルギーの面的な有効利用の重要性についても指摘する意見があった。</p>		<p>御意見を踏まえて、6.(2)「地域における国際温室効果ガス排出削減」に御指摘の内容を修正いたしました。</p>

○ 6. 2020 年及び 2030 年までの国内排出削減対策の複数の選択肢の原案

(1) 複数の選択肢の原案作成に向けたケース分けの考え方

修正案	修正理由	御意見に対する対応
<p>35 ページ 「6.2020 年及び…」の章の構成について 本章に記載される内容について、「事務局から提示された前提条件（ケース分けなど）や報告事項」、「WG での検討結果」、「委員による意見」とに整理して記載すべきである。 (例) 6.2020 年及び 2030 年までの… 6-1) 事務局説明「複数の選択肢の原案作成に向けたケース分けの考え方」 6-2) 地域における国内温室効果ガス排出削減の検討 ① 地域づくり WG からの報告 ② 部会・小委員会における主な意見</p>	<p>当該セクションに記載される内容について、「事務局から小委員会・部会に対して説明があったもの」、「各 WG が報告したもの」、「各 WG の報告について小委・部会メンバーから意見があったもの」に整理すべきである。 なお、個々の委員から発言・提出された意見について、小委員会・部会場で議論する時間は殆ど無く、必ずしも小委員会・部会として合意されたものではないことから、報告書へ記載するにあたっては、「議論できて共通認</p>	<p>特に議論になった内容については、「(部会・小委員会における主な意見)」に委員の意見を記述しております。 また、10.において、「同戦略がまとめられ、我が国の 2020 年、2030 年の削減目標が定められた後、本報告書策定に当たり各 WG 及び小委員会で検討を行った対策・施策を踏まえつつ、各施策の実現可能性及び国民や経済</p>

<p>6-3) 国内温室効果ガス排出削減に関する部門別の検討</p> <p>6-3-1) 産業部門</p> <p>①低炭素ビジネス WG からの報告</p> <p>②部会・小委員会における主な意見</p> <p>6-3-2) 運輸部門</p> <p>①自動車 WG からの報告</p> <p>②部会・小委員会における主な意見</p> <p>6-3-3) 業務・家庭部門</p> <p>①住宅・建築物 WG からの報告</p> <p>②部会・小委員会における主な意見</p> <p>6-3-4) エネルギー転換部門</p> <p>①エネルギー供給 WG からの報告</p> <p>②部会・小委員会における主な意見</p> <p>6-3-5) 非エネルギー起源 GHG 排出削減</p> <p>①事務局並びに関係省庁からの報告</p> <p>②部会・小委員会における主な意見</p> <p>6-4) コミュニケーション・マーケティング施策について</p> <p>①コミュニケーション・マーケティング WG からの報告</p> <p>②部会・小委員会における主な意見</p>	<p>識に至ったもの」と「議論できていない、あるいは議論したが意見が収斂していないもの」とに整理されることが望ましい。仮にこのような区分けが困難であれば、毎回、小委員会の後に事務局が作成し、委員に確認をとった上で部会へ提出している「検討小委員会における主な議論について」の内容をそのまま記載すべきである。</p>	<p>に与える影響・効果等を考慮し、更に対策・施策の精査を行い、2013年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。」と記述しております。</p> <p>したがって、原案のままとしました。</p>
<p>35 ページ 2 2 行目</p> <p>エネルギー・環境会議の基本方針では、原発への依存度低減を具体化するとともに望ましいエネルギーミックスをどのように実現するかについて複数のシナリオを提示することとしており、いる。これに基づ</p>		<p>御指摘を踏まえて修正いたしました。</p>

<p>き、…</p>		
<p>35 ページ ケース分けの前に「選択肢を評価する視点」を記載すべき。 視点としては、下記が望まれる。 ①温暖化ガス排出削減レベルが、気候変動防止、2050 年目標、及び国際的視点で妥当なレベルか。 ②将来の温暖化による被害及び為替変動や金融リスク等の経済影響との比較において、選択肢による経済的影響は許容できるか。 ③グリーン成長を促せるものか。</p>	<p>ただ単に選択肢が示されても、どのような点で評価したら良いかが示されなければ判断できない。</p>	<p>ここでは、各 WG において、強度に応じた 3 ケースの対策・施策について検討を行ったことを記述しております。選択肢の評価については、選択肢を提示した後に記述した方が分かりやすいと考えられることから、6. に記載いたしました。</p>
<p>35 ページ 今回は施策を示せていないことを明記し経済影響も施策を想定したものでないことと明記すべき。今後、主たる施策についても選択肢として提示し、その施策導入も含めた経済影響評価を行って、選択肢を判断すべきであることを記載すべきである。また、今後検討する施策についてはグリーン成長の視点でも検討すべきである。</p>	<p>2. 今回の経済分析で選択肢を判断されると誤った結果となる。</p>	<p>今回の検討では、2020 年及び 2030 年までの対策・施策を提示するとともに、その結果として試算した CO2 削減量等をもとに、経済モデルによる社会や経済への影響の分析、グリーン成長の観点からの分析も行っております。 また、10. において、「同戦略がまとめられ、我が国の 2020 年、2030 年の削減目標が定められた後、本報告書策定に当たり各 WG 及び小委員会で検討を行った対策・施策を踏まえつつ、各施策の実現可能性及び国民や経済</p>

		<p>に与える影響・効果等を考慮し、更に対策・施策の精査を行い、2013年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。」と記述しております。</p> <p>したがって、原案のままとしました。</p>
<p>35 ページ</p> <p>(対策・施策の強度によるケース分け) について</p> <p>対策・施策ケースの高位、中位、低位の施策について具体的に書かれているものがあるが、具体性に欠けるものも多い。具体性を持った記述、出来るだけ数値を示すべき</p>	<p>公表した際、具体性がないと、国民が判断するにあたって、判断がつかなくなる。</p>	<p>御意見を踏まえて、出来るだけ具体的な記述に努めます。</p>
<p>35 ページ 28 行目</p> <p>なお、今回検討を行った対策・施策が高位、中位、低位のどのケースに分類されるかについては、今後 更に検討の余地があるのではない か コスト等も考慮して十分に検討する必要があるとの意見があった。</p>	<p>個別の対策・施策については十分な検討が行われていないとの意見が多かった。</p>	<p>他の意見も踏まえ、「我が国の 2020 年、2030 年の削減目標が定められた後、対策・施策の組み合わせも含めて、」を追記しました。</p> <p>また、10. に「各施策の実現可能性及び国民や経済に与える影響・効果等を考慮し、更に対策・施策の精査を行い、2013年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。」と記述していることから、原案のままとしました</p>
<p>35 ページ 28 行目</p>		

<p>なお、今回検討を行った対策・施策が高位、中位、低位のどのケースに分類されるかについては、今後更に検討の余地がある<u>のではないか</u>との意見や、<u>個別の対策・施策についての実現可能性やコストについて</u>専門家の見解も踏まえ、更に検討を継続する必要があるとの意見があった。また、これらの検討結果を受けて、各選択肢の中でのCO2削減数値や内容が変化する可能性があるということについて認識しておく必要がある。</p>	<p>部会において、そもそもの個別の対策・施策が不十分との意見が多かったことから、報告書にもその旨書き込むべきである。</p>	<p>他の意見も踏まえ、「我が国の2020年、2030年の削減目標が定められた後、対策・施策の組み合わせも含めて、」を追記しました。 また、10.に「各施策の実現可能性及び国民や経済に与える影響・効果等を考慮し、更に対策・施策の精査を行い、2013年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。」と記述していることから、原案のままとしました。</p>
<p>35ページ28行目 なお、今回検討を行った<u>対策・施策</u>高位、中位、低位の<u>対策・施策どのケースに分類されるかについては、今後更に京都の余地があるのではないか</u>について、<u>その強度が部門間で異なることから整合させるべき。対策・施策の強度の基準としては、限界削減費用等の定量的な基準で再精査すべきと、多くの委員からの</u>意見があった。</p>	<p>多くの委員から指摘されているとおり、「高位」「中位」「低位」の対策・施策の強度が部門間でずれているにも関わらず、十分な議論も行われずに選択肢として一括りにされている。 「高位」「中位」「低位」に入れるべき対策についての議論が十分に行われていない段階において、ケースを選定することは時期早尚である。 対策・施策の組み合わせについて、限界削減費用等の定量的な基準で再精査すべきであることから、修文のとおりとすべき。</p>	<p>他の意見も踏まえ、「我が国の2020年、2030年の削減目標が定められた後、対策・施策の組み合わせも含めて、」を追記しました。 また、10.に「各施策の実現可能性及び国民や経済に与える影響・効果等を考慮し、更に対策・施策の精査を行い、2013年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。」と記述していることから、原案のままとしました。</p>

<p>35 ページ 28 行目</p> <p>なお、今回検討を行った対策・施策が高位、中位、低位のどのケースに分類されるかについては、今後更に検討の余地があるのではないかとの意見があった。、対策施策に関する複数の選択肢を提示するために、各 WG それぞれ、以下に述べるケース設定の基本的考え方に基づいて、高位、中位、低位ケースにおける主な対策・施策と考えられるものを列挙している。しかしながら、今後選択肢のうちのひとつが我が国の中長期政策として選択されたときには、これらの対策・施策について、有効な施策の組み合わせ（ポリシーミックス）も含めて、さらに具体的に検討することが予定されている。</p>	<p>中央環境審議会は、今後 2020 年の温暖化対策を具体的に審議する必要があります。</p>	<p>他の意見も踏まえ、「我が国の 2020 年、2030 年の削減目標が定められた後、対策・施策の組み合わせも含めて、」を追記しました。</p> <p>また、10. には、「同戦略がまとめられ、我が国の 2020 年、2030 年の削減目標が定められた後、本報告書策定に当たり各 WG 及び小委員会で検討を行った対策・施策を踏まえつつ、各施策の実現可能性及び国民や経済に与える影響・効果等を考慮し、更に対策・施策の精査を行い、2013 年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。」と記載しているところです。</p>
<p>35 ページ 30 行目</p> <p>30 行目の後に追加</p> <p>○なお、低位・中位・高位ケースの対策は試算上に置いた前提であり、今後の対策・施策の議論によって、さらなる対策・施策が導入されれば、削減がより深められる可能性がある。</p>	<p>他の委員からも意見が出ているよう、施策の内容は必ずしもきちんと議論されていない。今後は、キャップ&トレードなどより大胆な施策を導入も検討しなくてはならない。</p> <p>施策については、試算の仮置きであることを認め、今後精査が必要であり、高位ケ</p>	<p>他の意見も踏まえ、「我が国の 2020 年、2030 年の削減目標が定められた後、対策・施策の組み合わせも含めて、」を追記しました。</p> <p>また、10. に「各施策の実現可能性及び国民や経済に与える影響・効果等を考慮し、更に対策・施策の精査を行</p>

	<p>ースには、ここに含まれない施策も含め大胆な対策導入を見込めば、削減はより深まる可能性があることを注記すべき。</p>	<p>い、2013年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。」と記述していることから、原案のままとしました。</p>
<p>36 ページ2行目 (原発の想定) について 原発の想定にあたって、地球温暖化対策、温室効果ガス削減に、原発の稼働がどのように貢献するかを記述すべき。</p>	<p>原発の再稼働にあたって、安全性にだけ議論が集中しているが、安全性だけでなく、原発がどのように、温暖化対策に貢献しているかを示して、国民の判断を求める必要がある。</p>	<p>原発の想定に関しては、エネルギー・環境会議の基本方針に沿った記述とし、原案のままとしました。</p>

(2) 地域における国内温室効果ガス排出削減の検討

修正案	修正理由	御意見に対する対応
<p>37 ページ4行目～6行目 なお、地域の低炭素化に資する法案として、「都市の低炭素化の促進に関する法律案」や「農産漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」が閣議決定され、…</p>		<p>御指摘を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>38 ページ 国交省の社会資本整備審議会の方でも温暖化対策の検討をし、報告書も出しているので、引用してはどうか。</p>	<p>農水省関係の政策は反映されているのに、国交省関係の政策が反映されていないと思われるため。</p>	<p>5/28 合同会合でも同趣旨の御意見を頂きましたが、国交省の報告書においても基本的な施策の方向性は一致していると考えており、記述はしませんでした。なお、都市緑化については7.</p>

		に記述しました。
39 ページ27行目 【追加】 ・既存の交通インフラについては、その維持・改修、更新に要する社会的コストの負担にも配慮する必要がある。		御指摘を踏まえて修正いたしました。

(3) 国内温室効果ガス排出削減に関する部門別の検討

①産業部門

修正案	修正理由	御意見に対する対応
40 ページ以降 (3) 国内温室効果ガス排出削減に関する部門別の検討	本文には、部門別に図表によりケースごとの主な対策導入量・施策が示されているが、各ワーキング・グループで検討された内容が十分に反映されていないため、各ワーキング・グループが検討した行程表（ロードマップ）の詳細版を掲載する必要がある	ロードマップやその他の資料については、中長期ロードマップ（中間整理）と同様に、報告書に別添として付す予定です。
41 ページ6行目 素材四業界に ついては からのヒアリングによると、施設や設備の更新時などに、その時点での世界最先端の技術（BAT：Best Available Technology）を導入することで低炭素化を 図っていくことが重要である。 2030年までのBATの導入による最大限の省エネを見込んだ場合	素材四業種の対策については、WGでは対策の中身の議論、および業界アンケートの精査はしていない。素材業種にだけ、BATを標準化するかのような表現は、経済的に	御指摘を踏まえて修正いたしました。表にも注意書きを修正いたしました。

<p>を高位とし、中位、低位についてもその削減見通しを確実に達成することを目標とすることが考えられるとの方針が示されている。その中で、低位、中位、高位での削減見通しが同じであるのは、BAT の導入による最大限の省エネを見込んだ場合を高位とし、中位、低位についても、その削減見通しを確実に達成することを目標とするとの業界の考えによる。</p>	<p>も、経営的にも、あり得ない。原則は経済合理性に基づいた中位の対策が基本となるべきで、高位、中位、低位の削減目標を、規制を伴わずに同一にするのは、非現実的。日本は社会主義国ではないし、素材四業種は経済合理性を上回る削減目標を掲げるような経営をすると、株主をはじめとするステークホルダーから批判を受ける。</p>	
<p>4 1 ページ 2 5 行目 <u>定量的に示すことはもとより、各企業別・事業所別の排出目標の設定や・・・として、</u> <u>仮に、・・・場合には、を削除する。</u></p>	<p>CO2 など温室効果ガス排出削減の可能性及び効果的な対策は企業ごと、事業所ごとに異なり、大口排出源である業界の団体全体での取組の進捗状況を見るだけでは不十分であるので、個々の企業、さらに事業所単位での排出目標を設定してその達成を担保する仕組みが必要である。</p>	<p>企業別の排出目標の設定については、中位ケース及び高位ケースにおいて必要な施策の一つとして挙げており、高位ケースでは、更なる強化を図ることとしています。その上で、対策レベルの如何にかかわらず取組の水準が不十分な場合や進捗が十分でない場合には企業別排出目標の設定等について更に政府の関与を段階的に強化することを検討していくこととしています。</p>
<p>4 2 ページ 2 4 行目 確認、検証においては、各社、各団体は、取組の進捗状況を可能な範囲で定量的に示し、達成状況のフォローアップについては、創意工夫を働かせることが必要である。</p>	<p>「政府の関与を段階的に強化していく」ことは討議されていない。</p>	<p>企業別排出削減目標の設定等については、WG からこれまで、資料に掲載され続けてきたものであり、また、記</p>

		<p>述を強化すべきとの意見もあることから、当該論点について、国民的な議論に付すため、記載する必要があると判断しました。なお、いかなる施策を導入するか結論をあらかじめ決めるものではなく、その選択の判断も含め、検討しようというものです。</p>
<p>4 2 ページ 2 4 行目 確認、検証においては、各社、各団体は、取組の進捗状況を可能な範囲で定量的に示し、仮に、取組の水準が十分でない場合や、進捗が十分でない場合には、企業別の排出目標の設定やそれを担保する仕組みなど、更に政府の関与を段階的に強化していくなど様々な施策を検討していくことが重要である。特に、業種横断技術については、技術の種類も多く、企業も多種多様であることから、達成状況のフォローアップの方法については、上記の施策を含め様々な創意工夫を働かせることが考えられ必要である。</p>	<p>「政府の関与を段階的に強める」という議論はなかった。部会で議論していない内容を記載すべきではない。</p>	<p>企業別排出削減目標の設定等については、WGからこれまで、資料に掲載され続けてきたものであり、また、記述を強化すべきとの意見もあることから、当該論点について、国民的な議論に付すため、記載する必要があると判断しました。なお、いかなる施策を導入するか結論をあらかじめ決めるものではなく、その選択の判断も含め、検討しようというものです。</p>
<p>4 3 ページ 2 0 行目 原文への挿入（20行目の表現の後に） 各国はこの分野をグローバル成長市場として位置づけており、特に欧米では既存の産業に代わるリーディング産業(グリーン・ニューディール)として国策的に推進している。我が国も、既存のものづくり産業をスマート化することと低炭素ビジネスを推進することによって、新た</p>	<p>グリーン成長の位置づけを明確化する必要がある。欧米では、2030年、2050年に向けてのリーディング産業として位置づけており、日本の潜在力から言っても欧米を凌駕</p>	<p>御指摘を踏まえて修正いたしました。</p>

<p>なグリーン成長を経済全体を引っ張るリーディング産業として育成し、グリーン成長のトップランナー国となることを目指すべきである。</p>	<p>するグリーン成長力があることをはっきり示すべき</p>	
<p>4 3 ページ 2 4 行目</p> <p>【低炭素ビジネス WG の検討結果に対する部会・小委における主な意見への追加要望】</p> <p>再生可能エネルギーの供給安定性を考えると、蓄電池と組み合わせるか、あるいはコージェネのような別の形の分散型を考える必要があると考えられるので、再エネ等を使った分散型電力供給事業として捉えることが望ましいとの意見があった</p> <p>既に温対法の中で CO2 の排出量を報告・公表している現状にもかかわらず、有価証券報告書への記載による追加的な効果が存在するのか、企業別排出削減目標の設定により、なぜポートフォリオがよくなるのか、などの点については、一概に理解できるものではないという意見があった。</p>		<p>前者については、御指摘を踏まえて修正いたしました。</p> <p>後者については、第 13 回小委で、藤井委員が説明を行っており、原案のままとさせていただきます。</p>

(3) 国内温室効果ガス排出削減に関する部門別の検討

② 運輸部門

修正案	修正理由	御意見に対する対応
<p>4 6 ページ 3 8 行目</p> <p>○ 次世代自動車のモデル数の増加の前倒しを促すためには、エコカー減税や購入補助金により次世代自動車の販売を加速し、更に研究開発への補助金や充電ステーションの普及を支援する必要である。</p>		<p>御指摘を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>4 8 ページ</p>		

<p>国交省の社会資本整備審議会の方でも温暖化対策の検討をし、報告書も出しているのので、引用してはどうか。</p>	<p>農水省関係の政策は反映されているのに、国交省関係の政策が反映されていないと思われるため。</p>	<p>5/28 合同会合でも同趣旨の御意見を頂きましたが、国交省の報告書においても基本的な施策の方向性は一致していると考えており、記述はしませんでした。なお、都市緑化については7.に記述しました。</p>
<p>49 ページ1行目 【追加】 ・充電機能を持つ自動車の電動化に当たっては、電力需要のピーク時の大量の急速充電を抑制するとともに、夜間電力の利用による平準化にも配慮する必要がある。また再生可能エネルギーによる電源の低炭素化がCO2の低減に有効であり、その効果を考慮すべきであるとの意見があった。</p>		<p>御指摘を踏まえて修正させていただきました。</p>
<p>49 ページ7行目 【追加】 ・その一方で、農山漁村地域において、そこでの産業に携わり、分散的に生活する住民の移動手段の確保に対する配慮も必要であるとの意見があった。</p>		<p>御指摘を踏まえて修正させていただきました。</p>
<p>49 ページ11行目 交通対策やまちづくりについて、もっと検討すべき、また自動車の数を減らす・・・</p>	<p>交通対策自体の検討がまだ不十分。</p>	<p>御意見を踏まえて修正しました。</p>

③業務・家庭部門

修正案	修正理由	御意見に対する対応
-----	------	-----------

<p>5 2 ページ 3 9 行目</p> <p>【住宅・建築物 WG の検討結果に対する部会・小委における主な意見への追加要望】</p> <p>大震災を踏まえれば、省エネや再エネの導入拡大だけでなく、安定的なエネルギー供給のため、集中型と分散型のエネルギーを組み合わせることも重要であり、住宅建築物分野における分散型エネルギーの導入についても考慮すべきとの意見があった。</p> <p>住宅・建築物分野のゼロエミッション化ということで、CCS や再エネによるゼロエミッション電源を前提とした検討結果であるので、これに代わる方策も考えうるとの意見があった。</p>		<p>御指摘を踏まえて修正いたしました。</p>
--	--	--------------------------

④エネルギー転換部門

修正案	修正理由	御意見に対する対応
<p>5 3 ページ 1 5 行目</p> <p>ア. 化石燃料火力発電のクリーン低炭素化（火力発電）</p>	<p>●化石燃料のクリーン化という用語は必ずしも低炭素化と一対一ではない。本項での記述内容を反映するようにタイトルを変更</p>	<p>「化石燃料のクリーン化」については、1.（3）の最初に記載される個所に説明を注記しました。</p>
<p>5 3 ページ 1 8 ～ 2 2 行目</p> <p>安全・安定供給・効率・環境（Safety+ 3E）の観点から、再生可能エネルギー由来の電力を大量導入した時の電力システムの安定運用や他の電源のバックアップを行うという重要な役割を担うことから、必要不可欠な電源として設備容量を再生可能エネルギーの普及に応じて＝定程度確保することが必要と考えられる。</p>	<p>必要なバックアップ電源は、再エネの導入量に応じて変化する。</p>	<p>御指摘を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>5 4 ページ 1 行目</p>		

<p>○ 国内においては、2013年以降に建設する火力発電については、2050年時点でも稼働をしていることが見込まれる。このため、2050年にの80%削減を見据えつつ、その途中段階でも出来るだけCO2排出総量を削減するという観点からは、化石燃料火力発電のクリーン化・効率低炭素化として、①火力発電については、導入の際にはその時点での最新の高効率な設備を導入すること、②CCSの導入に備え、将来的に発電施設でのCO2をの回収・圧縮する設備の建設を見越したて敷地の確保 (Capture Ready)、設備計画 (敷地・ユーティリティの確保、供給計画、など) を前提とすること、などが必要となる。</p> <p>但し、CCSは、CO2の大幅削減目標の達成という政策がなければ導入する意味のない技術であり、CCSを政策オプションとして採用するならば、事業の分担の在り方 (回収したCO2の輸送・貯留・モニタリングは誰が実施するのか?) と、事業に係る法的枠組みの整備、コスト・資金調達の仕組みの整備など、CCSによるCO2削減の受益者としての国の役割・責任は極めて重大であり、早急な検討と体制整備が必要である。なかでも、CCSをシステムとして完結させるためにはCO2貯留サイトの確保が重要であり (Storage Ready)、社会的合意を図る上でも国の全面的な関わりが必須である。また、これらの環境整備と並行して、将来的なCO2回収・貯蔵のため、CCSの早期商用化を 目指した 明確な目標としたロードマップとアクションプランを策定し、それに沿った真に必要な技術開発のを加速、既存技術の効率化、展開が必要である。 するとともに、早期の貯蔵開始に向けた体制整備を図ることが考えられる。</p>	<p>●上記のコメントを反映して文言を修正</p> <p>●CCSについては、国の役割の重要性を強調するとともに、際限の無い研究・技術開発に陥らないように文言を修正</p>	<p>御指摘を踏まえて修正いたしました。</p> <p>「化石燃料のクリーン化」については、1.(3)の最初に記載される個所に説明を注記しました。</p>
<p>54 ページ5～8行目</p>		

<p>②今後計画される石炭火力の新增設にあたっては将来的にCO2を回収・圧縮する設備の建設を見越して敷地の確保（Capture Ready）を前提としつつ CCS Ready の導入を検討しつつ、将来的な CO2 回収・貯蔵 のため、CCS の商用化を目指した技術開発を加速するとともに、早期の貯蔵開始に向けた体制整備を図ることが考えられる。</p>	<p>将来的に CO2 を回収・圧縮する設備の建設を見越して敷地を確保する”と限定的な言い方で書かれているが、CCSR は貯留場所を確保できて初めて意味を持つものであり、貯留場所の調査と回収等の技術開発を並行して進めている現時点においては、現行のエネルギー基本計画における石炭火力と同様に「CCS Ready の導入を検討する」が適切。</p>	<p>当該箇所は、さまざまな意見を踏まえて大幅に修正を行いました。</p>
<p>58 ページ6 行目 ②今後計画される石炭火力の新增設にあたっては、炭素回収・貯留（CCS）の導入に備え、発電施設での CO2 の回収を見越した敷地の…</p>	<p>エネルギー・環境会議の基本方針（H23. 12. 21）に掲げられる化石燃料のクリーン化によるエネルギー起源 CO2 の削減の推進に向け、火力発電においては、当面、LNG 比率を高めることが必要であることから、まだ不確定要素が多い Capture Ready を前提条件に加えるとしても、新增設の石炭火力を対象とするべき。</p>	<p>当該箇所は、さまざまな意見を踏まえて大幅に修正を行いました。</p>
<p>54 ページ10～30 行目 火力発電の発電電力量の構成については、化石燃料のクリーン化という観点から以下のような案に応じてがエネルギー供給WGから示されているが、CO2 排出抑制のための施策を講じるにあたっては、そのことが考えられる。S + 3 E の観点から再度検討する必要がある。 (案1) (案2)</p>	<p>石炭火力については、S + 3 E の観点から、将来に亘って重要な電源であると認識しており、CO2 削減の観点のみから建設に上限を設けることは適当でない。エネルギー安全保障の確保の観点から、いろいろな電源のオプションを残して運用することが重</p>	<p>御指摘を踏まえて修正いたしました。</p>

<p>(案 3)</p>	<p>要と考える。53ページの19行目においても「S+3Eの観点」について触れられていることから、ここでも追記すべき。 なお、火力発電に関する議論については、部会・小委で未だ合意されていないものと認識。</p>	
<p>54ページ10行目 ○ その上で、火力発電の発電電力量の構成については、化石燃料のクリーン低炭素化という観点のみからは、以下のような案に応じてCO2排出抑制のための施策を講じていくことが考えられる。なお、上記のように、LNG火力についても将来的なCCSの適用を検討することになるが、単位削減量あたりのコストは石炭火力に比べて高くなることに留意する必要がある。</p>	<p>●天然ガスシフト論に対する批判にも留意していることを明記するために修正</p>	<p>御指摘を踏まえて修正いたしました。ただし、条件によっては異なりうる旨併記しました。 「化石燃料のクリーン化」については、1.(3)の最初に記載される個所に説明を注記しました。</p>
<p>54ページ17行目 火力発電は、将来的な省エネの進展や再生可能エネルギーの普及に応じて、石油、石炭、天然ガス火力の発電量が順次減少していくことが考えられる。他方で、安全・安定供給・効率・環境(Safety+3E)の観点から、再生可能エネルギー由来の電力を大量導入した時の電力システムの安定運用や他の電源のバックアップを行うという重要な役割を担うことから。また、再生可能エネルギーが計画通りに普及するかどうかは確実には予見できないことから、エネルギー安全保障の観点からも、火力発電については必要不可欠な電源として設備容量を再生可能エネルギーの普及に応じて一定程度の設備容量をきちんと確保することが必要と考えられである。更に、火力発電の中のエネルギー</p>	<p>今回の議論では、省エネならびに、原発・再生可能エネルギーに一定の前提を置いた上で、火力発電の比率を「引き算」にて算出している。従って、そもそも検討の前提が崩れる可能性が常にあること、ならびに火力発電所の建設にはかなりの時間がかかることも踏まえると、火力発電の設備容量をしっかりと構えておくことが必要不可欠である。 また、石炭の必要性についても十分に議論</p>	<p>御指摘を踏まえて、「設備容量を再生可能エネルギーの普及に応じて」を削除いたしました。 なお、供給安定性、環境性、経済性など、石炭火力の重要性も含めた多様な観点からエネルギー供給WGで検討を行ったところです。</p>

<p>構成（石炭比率等）についても十分に議論を行う必要がある。</p>	<p>されていない。</p>	
<p>5 4 ページ 3 2 行目 イ. 分散型コジェネ等分散型電源／燃料電池</p>	<p>●現時点での記述内容は小規模コジェネ／燃料電池が対象のため、また分散型電源の定義が不明確なため、タイトルを明確化した方が良いのでは？</p> <p>●【コメント／質問】 都市域に熱発生源が追加導入されることによるヒートアイランド化への影響は？ 将来的な CCS の対象となりにくい分散型 CO2 発生源が増加することをどう捉えるか？</p>	<p>他の意見も踏まえ、「コジェネ、燃料電池等分散型電源」と修正しました。</p>
<p>5 4 ページ 4 0 ～ 4 2 行目 コジェネや燃料電池といった分散型電源の普及を進めていくために、現行の自家発補給契約料金の見直し、系統への逆潮流の際の一定額での買取、普及に当たっての支援措置を講ずるとともに、電力取引市場の活性化を行うことが必要である。について、十分に検討を行う必要がある。</p>	<p>WG 報告では、本内容は論点として「…行うこと等が考えられるのではないか」との記載であったが、本素案では「…行うことが必要である。」と断定的に書かれている。分散型電源普及のための支援措置等については、部会・小委で「必要である」と合意した事実はなく、この表現は不適切である。</p>	<p>御指摘を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>5 5 ページ 1 ～ 3 行目 再生可能エネルギーの一定の量の導入が見込まれることから、効率的</p>	<p>調整電源としての役割に加え、NOx や騒音</p>	<p>御指摘を踏まえて、「部会・小委員会</p>

<p>な熱利用が行える範囲で、調整電源として一定の役割と責任を果たせるよう、必要な制度を検討することが必要である。またコジェネ等分散型電源の導入拡大に伴い、環境負荷（NOx等）増大への対応についても検討する必要がある。</p>	<p>等、環境面についても責任を果たす必要があると考える。</p>	<p>における主な意見」に記述いたしました。</p>
<p>55 ページ5行目 ②今後計画される石炭火力の新增設にあたっては、CCS Ready の導入を検討する。炭素回収・貯留（CCS）の導入に備え、発電施設でのCO2の回収を見越した敷地の確保（Capture Ready）、設備計画（敷地・ユーティリティの確保、供給計画など）を前提とすることなどが必要となる。</p>	<p>将来的にCO2を回収・圧縮する設備の建設を見越して敷地を確保する”と限定的な言い方で書かれているが、後段で記載しているとおり、CCSをシステムとして機能させるためには貯留場所を確保する必要があり、貯留場所の調査と回収等の技術開発を並行して進めている現時点においては、現行のエネルギー基本計画における石炭火力と同様に「CCS Ready の導入を検討する」が適切。</p>	<p>現時点の対策ではなく、2050年80%削減を見据えた2020年及び2030年までの対策・施策について記述しているとともに、さまざまな課題についても記述していることから、原案のままとしております。</p>
<p>55 ページ7～13行目 再生可能エネルギー導入の留意点(加速化の必要性) ○ 再生可能エネルギーの導入のメリットには、①温室効果ガスの削減、エネルギー自給率の向上、③化石燃料調達に伴う資金流出の抑制、④産業の国際競争力の強化、⑤雇用の創出、⑥地域の活性化、⑦非常時のエネルギーの確保など多岐にわたる。期待が寄せられている。 再生可能エネルギーは、現時点では導入コストが割高であることや出力が自然条件に依存しており、既存の電力系統に大規模に導入された場合、平常時・事故時、局所・系統全体といった各場面で電力安定供</p>	<p>再エネのメリットだけ記載するのはミスリードである。また、少なくとも④～⑦については、「このような期待がある」ということを記載しており、期待通りの結果が出せるよう検証することが必要</p>	<p>御指摘を踏まえて修正いたしました。</p>

<p>給に影響が生じる可能性が指摘されている。このような多様なメリットを持つ再生可能エネルギーは、次世代に真に引き継ぐべき良質な社会資本と考えられる。従って再生可能エネルギーの導入を進めつつ、期待どおりの成果が得られているか懸念が顕在化していないかを検証することが必要である。</p>		
<p>55 ページ 18 行目 その上で、火力発電の発電電力量の構成については、低炭素化という観点を重視する場合にはし、Safety+3Eの観点も考慮しつつ、以下の ような案に応じてCO2 排出抑制のための施策を講じていくことが考えられるにあたっては、<u>S+3Eの観点から、エネルギーセキュリティ、経済性についても十分検討する必要がある。</u>なお、上記のように、LNG 火力についても将来的には CCS の適用を検討することになるも考えられるが、単位削減量あたりのコストは石炭火力に比べて高くなることに留意する必要がある。 -(案1)- -(案2)- -(案3)-</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電源構成については、まず S + 3 E の観点を念頭に置いて考えられるべき。 ○ 石炭火力は将来に亘って重要な電源であると認識しており、CO2 削減の観点のみから建設に上限を設けることは適当でない。エネルギー安全保障の確保、ユーザー技術伝承の観点から、いろいろな電源のオプションを残して運用することが重要と考える。 <p>なお、火力発電に関する議論については、部会・小委で未だ合意されていないものと認識している。</p>	<p>御意見を踏まえて修正いたしました。案 1～3 については、供給安定性、環境性、経済性など、石炭火力の重要性も含めた多様な観点からエネルギー供給 WG で検討を行った成果であり、原案のままとしておおりますが、「部会・小委員会における主な意見」において、「エネルギーセキュリティの観点から火力発電の設備容量の上限を設けるべきでないとの意見があった」と記述しました。</p>
<p>55 ページ 27 行目 (案 2) 不要。(全文削除)</p>	<p>火力発電の設備容量の上限をあらかじめ決めることは、エネルギーセキュリティの観点から避けるべきである。</p>	<p>案 1～3 については、供給安定性、環境性、経済性など、石炭火力の重要性も含めた多様な観点からエネルギー供給 WG で検討を行った成果であり、原案のままとしておおりますが、「部</p>

		<p>会・小委員会における主な意見」において、「エネルギーセキュリティの観点から火力発電の設備容量の上限を設けるべきでないとの意見があった」と記述しました。</p>
<p>5 5 ページ 2 7 行目 (案 2) 不要。 (全文削除)</p>	<p>火力発電の設備容量に上限を課すべきではない。</p>	<p>案 1～3 については、供給安定性、環境性、経済性など、石炭火力の重要性も含めた多様な観点からエネルギー供給 WG で検討を行った成果であり、原案のままとしておりますが、「部会・小委員会における主な意見」において、「エネルギーセキュリティの観点から火力発電の設備容量の上限を設けるべきでないとの意見があった」と記述しました。</p>
<p>5 5 ページ 3 4 行目 (案 3) 不要。 (全文削除)</p>	<p>火力発電の設備容量の上限をあらかじめ決めることは、エネルギーセキュリティの観点から避けるべきである。</p>	<p>案 1～3 については、供給安定性、環境性、経済性など、石炭火力の重要性も含めた多様な観点からエネルギー供給 WG で検討を行った成果であり、原案のままとしておりますが、「部会・小委員会における主な意見」において、「エネルギーセキュリティの観</p>

		点から火力発電の設備容量の上限を設けるべきでないとの意見があった」と記述しました。
55 ページ 34 行目 (案 3) 不要。 (全文削除)	火力発電の設備容量に上限を課すべきではない。	案 1～3 については、供給安定性、環境性、経済性など、石炭火力の重要性も含めた多様な観点からエネルギー供給 WG で検討を行った成果であり、原案のままとしておおりますが、「部会・小委員会における主な意見」において、「エネルギーセキュリティの観点から火力発電の設備容量の上限を設けるべきでないとの意見があった」と記述しました。
56 ページ 41 行目 ○ この結果、2020 年及び 2030 年の再生可能エネルギーの導入見込み量は、以下のとおり。直近年と比較して、2020 年は 1.3～2.0 倍、2030 年は約 2～3 倍になると見込まれる。 ○一方、再生可能エネルギーの拡大・普及には不確実性も伴うため、固定価格買取制度による再生可能エネルギーの普及状況等を勘案しながら導入施策を検討する必要がある。	再生可能エネルギーの導入見込みを現時点で見込むことが不可能であり、不確実性があることを記載する必要がある。	御意見を踏まえて修正いたしました。
56 ページ 8 行目 コジェネや燃料電池といった分散型電源の普及を進めていくために、	○自家発補給契約、卸市場活性化について	「エネルギー規制・制度改革アクション

<p>現行の自家発補給契約料金の見直し、系統への逆潮流の際の一定額での買取、普及に当たっての支援措置を講ずるとともに、電力取引市場の活性化に<u>向け</u>て<u>ついて</u>、十分に検討を行う必要がある。</p>	<p>はエネルギー・環境会議の「エネルギー規制・制度改革アクションプラン」で重点課題として項目立てされ、卸市場活性化は経産省「電力システム改革専門委員会」でも議論されているところ。現下の状況に鑑みると、原案のような導入ありきの表現は早計。</p>	<p>ンプラン」においては、「(1) 分散型電源の活用拡大(自家発や再生可能エネルギー等の分散型原電の参入促進とこれを支える送配電事業の中立性・公平性強化)」において、「自家発の供給力の有効かつ積極的な活用の観点から、自家発補給契約のみを異なる電気事業者と締結することを実質的に可能とするなど、自家発保有者の負担を実質的に引き下げる方向でルールを見直す。」とし、「自家発補給契約の運用に係るガイドライン」の公表、実施を行うなどしていること(そのほか、「(3) 卸市場の活性化によるコスト低減」もあります。)から、原案のままとしました。</p>
<p>56 ページ 42 行目 直近年と比較して、2020 年は 1.3~2.0 倍、2030 年は約 2~3 倍になるとの見込<u>まれ</u>みがあるが、今後、実現可能性やコストの観点から精査が必要である。また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が 3 年後に見直される節目において、電力価格等を含め、当該制度についても十分に吟味する必要がある。</p>	<p>部会において、実現可能性やコストについての検証が必要との意見が多かったことから、報告書にもその旨書き込むべきである。</p>	<p>他の委員の意見も踏まえて、「○ 一方、再生可能エネルギーの拡大・普及には不確実性も伴うため、固定価格買取制度による再生可能エネルギーの普及状況等を勘案しながら導入施策を検討する必要がある。」と記述しました。</p>

<p>57 ページ 8 行目</p> <p>再生可能エネルギーのうち、特に太陽光発電や風力発電は出力が自然条件に依存しており、これらが既存の電力系統に大規模に導入された場合、平常時・事故時、局所・系統全体といった各場面で電力安定供給に影響が生じる可能性が指摘されている。このため、再生可能エネルギーの導入制約及び対策シナリオについて、①系統対策なしで太陽光と風力をどこまで導入可能か、②系統対策が必要となった場合、いかに安価な対策費用で導入を進められるかについて定量的な評価を行った。従って、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、通常は検討されるバックアップ電源導入の実現可能性やコスト規模等については検討されていない。</p>	<p>今回の検討には、バックアップ電源のコストが含まれていないことを明記すべきである。</p>	<p>火力発電の設備容量 (kW) について、いずれの選択肢原案も 2010 年度実績と同程度の設備容量が確保されており、他の電源に支障が生じた場合であってもバックアップできる体制が整えられた選択肢となっていると考えております。</p> <p>また、系統対策費用として、蓄電池等の費用を見込んでおります。</p>
<p>57 ページ 11～19 行目</p> <p>○なお、系統安定化対策に係る分析の留意点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調整力確保のために低出力で運転する火力発電機が増加すると、発電効率が低下し、燃料費や CO2 排出が増加するため、こととなる。この影響評価については今後の検討課題である。 また、揚水発電の積極活用を想定したが、実際には定期点検や貯水池容量、週間運用等を考慮する必要がありる。これを考慮すると、揚水活用による需要創出量は下振れするため、再エネ出力抑制量は大きくなる可能性がある。 さらに、系統制約として需給バランスおよび調整力に注目したが、実運用においては、電圧上昇、潮流変動、系統安定度等の制約も存在しする。 これらを考慮すると、再生可能電源の出力抑制の必要量は大きくな 	<p>本パラグラフは、系統安定化対策試算に関する留意事項を記載した箇所であり、読みに認識いただきたい重要なパラグラフであると認識。</p> <p>分かりやすいよう、箇条書きにて示してはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえて修正いたしました。</p>

<p>る可能性があり、制約を解消するためには系統対策が必要となる可能性はある。</p>		
<p>57 ページ 2 2 行目 再生可能電源の出力を約 7%抑制する必要があるが、需要の能動化や揚水発電の積極活用により、出力抑制量を 5%以下に軽減できる見込みであることが分かった。 ← (左記の文章、意味がよくわかりません。出力抑制の意味を説明すべきです。また、出力抑制 7%は何に対して 7%なのでしょう。また、この対策費用に、安定供給のための、火力等によるバック電源の確保を算定されているのでしょうか。)</p>	<p>この説明では、刻人に皆様には理解できません。再生可能エネルギー導入の大きなポイントですのでさらに詳しく記述すべきです。</p>	<p>「7%」は、再生可能電源の発電電力量に対してです。御意見を踏まえて、「需給バランスを維持するために再生可能電源による発電電力量の約 7%抑制する必要がある」と修正いたしました。火力については、現状設備に一定の設備補強を考慮しております。</p>
<p>58 ページ 4～10 行目 なお、東日本大震災直後、計画停電の実施を余儀なくされたのは、東北地方の太平洋岸に集中立地した原子力発電所をはじめとした大規模電源が一度に失われたことや、地域間の関係線が弱く、特に東日本と西日本で周波数が異なるという事情が大きく影響したものと考えられる。本来、地域間の系統連系の強化を含む系統対策は、再生可能エネルギーの導入量にかかわらず、本来進めてべき施策であり、今後「再生可能エネルギー導入のための必要なコスト」と分けて検討することが必要である。分けて検討することが必要である。いうことではないことに留意が必要である。</p>		<p>御指摘を踏まえて修正いたしました。ただし、前半の削除部分については、削除する理由が不明であるため、原案のままとさせていただきます。</p>
<p>59 ページ 30～32 行目 以下を削除 ・豊富なポテンシャルを有する東北地方に再生可能エネルギーの導入</p>	<p>調整が難航すると電力会社が主張しているかのような誤解が生じる。</p>	<p>御指摘を踏まえて「電力会社」を「関係者間」とさせていただきます。</p>

<p>が加速化した場合に、現行の運用ルールでは系統への接続などに関して電力会社との調整が難航する可能性がある。</p>		
<p>59 ページ 4 行目 (削除) なお、東日本大震災直後、計画停電の実施を余儀なくされたのは、東北地方の太平洋岸に集中立地した原子力発電所をはじめとした大規模電源が一度に失われたことや、地域間の系統連系が弱く、特に東日本と西日本で周波数が異なるという事情が大きく影響したものと考えられる。</p> <p>60 ページ 3 1 行目 (削除) ・豊富なポテンシャルを有する東北地方に再生可能エネルギーの導入が加速化した場合に、現行の運用ルールでは系統への接続などに関する関係者間の調整が難航する可能性がある。</p>	<p>東日本大震災直後の計画停電対策と再生可能エネルギーの大量導入に必要な対策を結びつけて議論することは適当でない。</p> <p>○昨年 8 月成立の再生可能エネルギー電気の固定価格買取法においては、電気事業者は再エネ発電の接続を正当な理由なく拒否できないとされており、正当理由については省令で規定すべく、現在パブリックコメントにかけられている状況。 以上の現下の状況を踏まえないまま、今後公表する報告書に原案を記載する事は不適切。</p>	<p>御指摘を踏まえて修正いたしました。ただし、前半の削除部分については、削除する理由が不明であるため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>御意見を踏まえて、「なお、平成 23 年 8 月に成立した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法においては、電気事業者は利益を不当に害するおそれや正当な理由がある場合を除き、再生可能エネルギーについての契約の申込みを拒んではならないとされている。」を注記しました。</p>
<p>61 ページ 1 1 ～ 1 2 行目 ・火力発電について、クリーン化だけでなく Safety+3E の観点が必要ではないかある、様々な観点をもとに検討する必要があるのではないかとの意見があった。</p>	<p>左記の重要性、必要性には疑問の余地がないため修正。</p>	<p>御指摘を踏まえて修正いたしました。</p>

<p>61 ページ 17 行目</p> <p>…との意見、燃料供給システムの強化やバックアップとして燃料を蓄えることでおいて信頼性を高めつつ、系統電源と多重化していくるというった考え方もあるのではないかとの意見があった。</p>	<p>発言の主旨を明確化するため</p>	<p>御指摘を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>61 ページ 19～22 行目</p> <p>・再生可能エネルギーについて、変動する出力に対する系統の受容性があるのかという意見、WG では一定の前提や割りきりの下で分析されていることを明らかにすべきという意見、限界削減費用の考え方が必要であるが、CO2 削減以外の観点も考慮する必要があるのではないかと との意見、普及拡大に当たっては地域の役割が重要となる、非都市地域や被災地の雇用拡大にも有効であるとの意見があった。</p>	<p>再エネについては、系統対策が大きな論点であり、それに関する意見があったことを記載すべき。</p>	<p>御指摘を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>61 ページ 23 行目</p> <p>【エネルギー供給 WG の検討結果に対する部会・小委における主な意見への追加要望】</p> <p>再生可能エネルギーの普及に関し、IRR を基準として全種類の再生可能エネルギーを一律に扱うのではなく、個々の種別に対し、限界削減費用などの指標を用いて、どの種類の再生可能エネルギーを普及させることが有用であるかという観点が必要との意見があった。</p>		<p>御指摘を踏まえて修正いたしました。</p>

⑤非エネルギー起源温室効果ガス排出削減

修正案	修正理由	御意見に対する対応
<p>64 ページ 30 行目</p> <p>(下水汚泥の焼却処理の高度化) について</p> <p>下水道汚泥の処理にあたっては、焼却だけでなく、メタン発酵を記述</p>	<p>温暖化対策上、下水道の汚泥のメタン化は重要なポイントです。技術もあります。な</p>	<p>下水汚泥をメタン化する技術は既に一定程度導入され、京都議定書目標達</p>

すべき	ぜ、記述しないのでしょうか。	成計画にも位置づけられていることから、低位ケースに「下水汚泥のバイオガス化」を記載しました。
-----	----------------	--

⑥分野横断的な取組、基盤的な取組

修正案	修正理由	御意見に対する対応
<p>6 7 ページ 3 行目 (税制のグリーン化について) とする記載部分を削除すべき</p>	<p>「税制のグリーン化」については、現状の地球温暖化対策のための税の取扱状況についての事務局報告があったのみで、部会・小委員会で議論されたものではないことから、本報告書には盛り込む必要は無い。</p>	<p>部会に御報告した地球温暖化対策のための税及び税制全体のグリーン化については、温暖化対策のための分野横断的な重要な施策であることから、記述を行っております。</p>
<p>7 2 ページ 1 行目 (税制のグリーン化について) 当該記載部分を削除する</p>	<p>部会・小委員会のいずれにおいても、「税制のグリーン化」を論点として議論した経緯は無いことから、当該内容を部会・小委員会の報告書に記載するのは不適當であるため。 (H24. 5. 16 の部会・小委員会合同会合にて、参考資料 6 をもって事務局より、「地球温暖化対策のための税」と「税制全体のグリーン化推進検討会」に関する説明があったが、これは単なる報告事項であり、部会・小委員会として議論したものではない。)</p>	<p>部会に御報告した地球温暖化対策のための税及び税制全体のグリーン化については、温暖化対策のための分野横断的な重要な施策であることから、記述を行っております。</p>

<p>(国内排出量取引制度について)</p> <p>当該記載部分を削除する</p>	<p>部会・小委員会のいずれにおいても、「国内排出量取引制度」を論点として議論した経緯は無いことから、当該内容を部会・小委員会の報告書に記載するのは不適切であるため。</p> <p>(国内排出量取引制度に関しては、H23 年度に環境省が非公開で進めていた検討会の結果が H24. 3. 23 の部会に報告されたが、これは単なる報告事項であり、部会・小委員会として議論したものではない。)</p>	<p>国内排出量取引制度については、これまでも政府の温暖化対策に関する計画において施策として位置付けられ、議論が進められてきたことから、本報告書においても、何らかの整理が必要であると考えます。また、部会及び小委員会においても複数の委員から国内排出量取引制度は目標を担保する施策として必要であるとの意見もあったことから、こうした議論を踏まえて記述を行っているものです。なお、いただいた御意見については、報告書の別箇所に記載しました。</p>
<p>67 ページ 15 行目</p> <p>また、エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等による環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析することにより、地球温暖化対策の取組を進めるため、税制全体のグリーン化を推進する。その際、グリーン化による対策の有効性についても複合的な効果を含めて検証する必要がある。</p>		<p>御意見を踏まえて、「部会・小委員会における主な意見」に記述いたしました。</p>
<p>67 ページ 17 行目</p> <p>(国内排出量取引制度について) とする記載部分を削除するべき</p>	<p>「国内排出量取引制度」については、H23 年度に環境省が非公開で実施した検討会の検討結果が事務局より報告されたのみで、</p>	<p>国内排出量取引制度については、これまでも政府の温暖化対策に関する計画において施策として位置付けられ、</p>

	<p>部会・小委員会で議論されたものではないことから、本報告書に盛り込む必要は無い。</p>	<p>議論が進められてきたことから、本報告書においても、何らかの整理が必要であると考えます。また、部会及び小委員会においても複数の委員から国内排出量取引制度は目標を担保する施策として必要であるとの意見もあったことから、こうした議論を踏まえて記述を行っているものです。</p>
<p>67 ページ 27 行目 導入可能な最大限の対策を見込む場合には 高位又は中位の対策を見込む場合には</p>	<p>対策については高位、中位、低位と分けて議論してきているので、ここでもその語を用いた方がよいと考える。中位の対策を費用効果的に行うためにも排出量取引の導入は必要となると考えられる。</p>	<p>対策レベルの如何にかかわらず取組の水準が不十分な場合には国内排出量取引制度を含め、必要な施策について議論していくこととしています。</p>
<p>67 ページ 27～32 行目 2013 年以降の対策に関し、初期投資が大きくとも社会的効用を勘案すれば導入すべき低炭素技術・製品等について、導入可能な最大限の対策を見込む場合には、国内排出量取引制度の創設を含めた様々な施策の導入を検討していくことが重要であるが、いずれの場合であっても、各社、各団体の取組状況の確認、その導入にあたって、どのような障壁があるかを十分に検討し、その障壁を緩和する施策についても検証を踏まえ、取組の水準が十分でない場合や進捗が十分でない場合には、排出目標を担保する施策の創設を合わせて 検討する必要がある。</p>	<p>導入可能な最大限の対策を導入する際の施策として、いきなり国内排出量取引が出てくることに違和感を感じる。まずは対策導入にどのような障壁があるのかを検証し、その障壁を緩和するためには、どのような施策を実施する必要があるのかを検討すべきと考える。 記載場所についても考慮頂きたい。</p>	<p>導入する対策を担保する施策は様々ある中で、導入可能な最大限の対策を見込む場合の施策として、これまでの議論を踏まえ、国内排出量取引制度を例示したものです。なお、障壁の緩和の視点については、御指摘を踏まえて加筆いたしました。</p>

<p>(上述の修正文を、国内排出量取引制度創設の項目でなく、P67 1 行目「⑥分野横断的な取組み」と同頁 3 行目(税制のグリーン化について)の間に記載)</p>		
<p>68 ページ 20 行目 ○温室効果ガスの排出者の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定めるとともに、その遵守のための他の排出者との温室効果ガスの排出量に係る取引等を認める国内排出量取引制度については、平成 22 年 12 月にとりまとめられた地球温暖化問題に関する閣僚委員会の決定に基づき、我が国の産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策の運用評価等を見極め、慎重に検討を行うことになっている。</p>	<p>国内排出量取引制度に関して部会では十分な討議はされていない。</p>	<p>御指摘を踏まえて、国内排出量取引制度については、政府において検討を行ってきている旨を加筆しました。</p>
<p>68 ページ 20 行目 温室効果ガスの排出者の一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度を定めるとともに、その遵守のための他の排出者との温室効果ガスの排出量に係る取引等を認める国内排出量取引制度については、平成 22 年 12 月にとりまとめられた地球温暖化問題に関する閣僚委員会の決定に基づき、我が国の産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策の運用評価等を見極め、慎重に検討を行</p> <p>ってきているところうことになっている。</p>	<p>部会において、国内排出量取引制度については議論を行っておらず、報告書にもその旨書き込むべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえて、国内排出量取引制度については、政府において検討を行ってきている旨を加筆しました。</p>
<p>68 ページ 25 行目 慎重に検討を行ってきたところ＝であるが、震災以降の電力事情の大</p>	<p>国内排出量取引制度については、震災以</p>	<p>御指摘のとおり、国内排出量取引制度</p>

<p>幅な状況変化を踏まえると、精力的に検討を進める必要がある。</p> <p>28行目</p> <p>2013年以降の対策に関し、初期投資が大きくとも社会的効用を勘案すれば、導入すべき低炭素技術・製品等について、導入を推進するために、早期に国内排出量取引制度を創設し、可能な最大限の対策を見込む場合には、その導入に当たって、どのような障壁があるのかを把握しながら、国内排出量取引制度の創設を含めた様々な施策の導入を検討していくことが重要であるが、いずれの場合であっても、各社、各団体大規模排出事業所の取組状況の確認、検証を踏まえ、取組の水準が十分でない場合には、高位ないし中位で求められる対策・施策ケースにあわせて排出目標を設定し、それを担保する施策として実施の創設を検討する必要がある。</p> <p>また、検討にあたっては、先進的に取組む自治体の制度との整合性を十分考慮する必要がある。</p>	<p>降の電力事情の大幅な状況変化を踏まえると、精力的に検討を進め、早期に創設を図る必要があるため。</p> <p>初期投資が大きい対策を推進していくためには、有効な施策であり、制度の対象は、企業単位あるいは団体単位ではなく、排出事業所単位とし、中位、高位ケースに応じて、当該単位ごとに必要な排出目標を設定するものとする。</p> <p>検討にあたっては、先進的に取組む自治体の制度との整合性を十分考慮する必要がある。</p>	<p>は、排出削減目標を担保する有効な施策の一つですが、これまでの部会・小委において、制度の導入については賛否両論あったことから、それぞれの選択肢の中で、特定の施策の導入を結論づけるのではなく、まずは原案で国民的議論に付し、その結果を踏まえて、更に議論を深めていきたいと考えます。なお、いただいた御意見については、報告書の別箇所に記載しました。</p>
<p>68ページ28行目</p>	<p>部会で討議をしていないことを報告書に記すべきではない。</p>	<p>国内排出量取引制度については、これまでも政府の温暖化対策に関する計画において施策として位置付けられ、議論が進められてきたことから、本報告書においても、何らかの整理が必要であると考えます。また、部会及び小委員会においても複数の委員から国</p>

		<p>内排出量取引制度は目標を担保する施策として必要であるとの意見もあったことから、こうした議論を踏まえて記述を行っているものです。なお、いただいた御意見については、報告書の別箇所に記載しました。</p>
<p>68 ページ 28 行目</p> <p>2013 年以降の対策に関し、初期投資が大きくとも社会的効用を勘案すれば導入すべき低炭素技術・製品等について、導入可能な最大限の対策を見込む場合には、その導入に当たって、どのような障壁があるのかを<u>十分に検討し把握しながら、その障壁を緩和する施策についても、国内排出量取引制度の創設を含めた様々な施策の導入を検討していくことが重要であるが、いずれの場合であっても、各社、各団体の取組状況の確認、検証を踏まえ、取組の水準が十分でない場合や進捗が十分でない場合には、排出目標を担保する施策の創設を合わせて</u>検討する必要がある。</p> <p>(上述の修正文を、国内排出量取引制度創設の項目でなく、P68 1 行目「⑥分野横断的な取組み」と同頁 3 行目(税制のグリーン化について)の間に記載してはどうか)</p>	<p>導入可能な最大限の対策を導入する際の施策として、いきなり国内排出量取引が出ることには賛同できない。まずは対策導入にどのような障壁があるのかを検証し、その障壁を緩和するためには、どのような施策を実施する必要があるのかを検討すべき。記載場所についても考慮頂きたい。</p>	<p>導入する対策を担保する施策は様々ある中で、導入可能な最大限の対策を見込む場合の施策として、これまでの議論を踏まえ、国内排出量取引制度を例示したものです。障壁の緩和の視点については、御指摘を踏まえて加筆しました。</p>
<p>68 ページ 28 行目</p> <p><u>取組の手を緩めるものであってはならず、国際貢献を通じた排出削減が我が国の目標の一部を貢献することを明らかにするとともに、京都議定書第一約束期間における国際貢献分(基準年総排出量比 1.6%)</u></p>	<p>途上国の排出削減への技術的財政的支援は不可避であり、日本の海外進出にも不可欠である。日本全体としての目標を、国際公</p>	<p>部会の議論では、数値目標について、賛否両論あったことから、当該論点について、国民的な議論に付するため、現</p>

<p><u>を超える目標を定めてこれを強化し、費用対効果も考慮しながら、実現していくことが必要である。</u></p>	<p>約である 2020 年 25%として明確にし、そのうち一定部分は国際貢献による排出削減分とすることを明示しておくことが、国際社会に対する日本の気候変動対策の意思を示し、途上国への日本の国際貢献の取り組みへの支持協力も得られ、結果的に国内削減目標も明確になり、国内対策の必要性と担保措置も明らかになる。第一約束期では 6%削減目標に対して 1.6%が絵画削減分であり、今回はこれを上回ることになるのが自然である。</p>	<p>時点で国民にわかりやすく整理したものを示すこととしたものであり、国民的議論を踏まえて、最終的な方向性が示されるものと考えます。</p>
<p>68 ページ 28 行目 不要。(全文削除)</p> <p>2013 年以降の対策に関し、初期投資が大きくとも社会的効用を勘案すれば導入すべき低炭素技術・製品等について、導入可能な最大限の対策を見込む場合には、その導入に当たって、どのような障壁があるのかを把握しながら、国内排出量取引制度の創設を含めた様々な施策の導入を検討していくことが重要であるが、いずれの場合であっても、各社、各団体の取組状況の確認、検証を踏まえ、取組の水準が十分でない場合や進捗が十分でない場合には、排出目標を担保する施策の創設を検討する必要がある。</p>	<p>国内排出量取引制度については、部会において議論を行っておらず、今回の報告書に記載すべきではない。</p>	<p>国内排出量取引制度については、これまでも政府の温暖化対策に関する計画において施策として位置付けられ、議論が進められてきたことから、本報告書においても、何らかの整理が必要であると考えます。また、部会及び小委員会においても複数の委員から国内排出量取引制度は目標を担保する施策として必要であるとの意見もあったことから、こうした議論を踏まえて記述を行っているものです。なお、</p>

		いただいた御意見については、報告書の別箇所に記載しました。
--	--	-------------------------------

(4) 各ケースの経済への影響・効果分析

修正案	修正理由	御意見に対する対応
<p>70 ページ</p> <p>「6(4)各ケースの経済への影響・効果分析」について</p> <p>【意見】</p> <p>モデル分析の試算結果を示す際には、その前提条件、モデル分析の限界等、モデル分析を読むに当たっての留意点について明示すべき。</p>		<p>「経済モデル分析結果の提示に当たっての留意点」などにおいて記述しております。</p>
<p>71 ページ 5 行目</p> <p>○ 複数の選択肢の原案作成に向けて、各 WG における検討内容の報告、部会・小委員会における議論を踏まえ、対策・施策のケース分けを行うとともに、総合資源エネルギー調査会基本問題委員会において検討されている原案の想定を用いて、以下のとおりケースを設定した。各ケースについて、国立環境研究所 AIM チーム日本技術モデルを用い、我が国のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量等を試算した。<u>この試算に用いた技術モデルは、技術の積み上げによって日本のエネルギーの需給構造を再現するモデルであり、経済モデルではないため、省エネ・省 CO2 に伴う経済影響やエネルギー価格上昇に伴いエネルギー需要が減少する効果などについては分析を行っていない。</u></p> <p>20 行目</p>	<p>技術モデルには経済影響が考慮されていない点を明記すべき</p>	<p>御意見を踏まえて、「国立環境研究所 AIM チーム日本技術モデルは、各 WG における部門別の対策に関わる検討結果について、整合性のとれた枠組で技術を積み上げることによって日本全体の排出構造や対策効果を把握するものである。省エネ・省 CO2 に伴う経済影響やエネルギー価格情報に伴いエネルギー需要が減少する効果などについての分析については、後述の経済モデルを用いて分析を行っている。」を注記いたしました。</p>

<p>○したがって、<u>対策・施策を講じることにより国民生活や経済へどのような影響が生じるか、経済モデルを用いて分析し、その分析結果を各選択肢の原案についての判断材料に用いることとした。選択肢の原案作成に当たっては、部会・小委員会での議論も踏まえて、6ケースに絞り込みを行い、経済モデル分析を行った。</u></p> <p><u>○経済モデルの分析については、技術モデルの分析ケース全て実施すべきといった意見、対策強度の違いに伴う経済影響がわかるように、同じ原子力比率の下で対策強度を変化させたケースで分析すべきといった意見、原子力比率の違いに伴う経済影響がわかるように対策強度は中位に固定し原子力比率を0から35%まで変化させて分析すべきといった意見等があり、部会および小委員会委員の間で意見が分かれたが、時間的制約により、事務局が提示した6つのケースを選び経済モデル分析を行うこととした。</u></p>	<p>選択肢原案と経済モデルへの入力ケースが同一であるとの誤解が生じないように正確に記載すべき。</p>	<p>御意見を踏まえて、「本来は全ケースについて分析すべきであり、部会・小委員会では、設定したケースの全てを経済モデルによって分析すべきといった意見、原発比率を固定する又は対策・施策の強度を固定することによって対策・施策の強度や原発の比率による影響を分析すべきといった意見があったが、作業上の制約から、こうした議論も踏まえて、総合エネルギー調査会基本問題委員会で検討を行っているケースに近いケースについて分析を行った。」と注記いたしました。</p>
---	--	--

(5) 2020年及び2030年までの地球温暖化対策の複数の選択肢原案

修正案	修正理由	御意見に対する対応
<p>選択肢原案が変わることに伴い、その原案以外のケースについての記述は削減し、各選択肢原案を実現するために技術的、経済的、社会的に必要と考えられる事項を、関連ページを明記した箇条書き、又は表にまとめる。</p>	<p>国民（マスコミ等）分かり解しやすいように、分かりやすいまとめが必要である。</p>	<p>最終的にエネルギー・環境会議に提示する資料については、御指摘のとおり、最終的に提示する選択肢の原案に関する記述に絞ったものとなることが想定されますが、報告書については、最終的に提示する選択肢の原案以</p>

		<p>外の選択肢も含め、御議論をいただいた内容を包括的にとりまとめたいと考えております。</p>
--	--	--

(6) 複数の選択肢の原案の評価

修正案	修正理由	御意見に対する対応
<p>選択肢原案が変わることに伴い、その原案以外のケースについての記述は削減し、各選択肢原案を実現するために技術的、経済的、社会的に必要と考えられる事項を、関連ページを明記した箇条書き、又は表にまとめる。</p>	<p>国民（マスコミ等）分かり解しやすいように、分かりやすいまとめが必要である。</p>	<p>最終的にエネルギー・環境会議に提示する資料については、御指摘のとおり、最終的に提示する選択肢の原案に関する記述に絞ったものとなるのが想定されますが、報告書については、最終的に提示する選択肢の原案以外の選択肢も含め、御議論をいただいた内容を包括的にとりまとめたいと考えております。</p>
<p>78ページ (6) 複数の選択肢の原案の評価</p>	<p>気候変動の影響を緩和していくためには、世界全体での排出量を2050年までに50%削減する必要がある。選択肢の原案の評価に当たっては、第4次環境基本計画で閣議決定された我が国の長期目標であるとともに、先進国が目指すべき世界全体が共有する目標といえる2050年80%削減に向けた実現可能性の観点か</p>	<p>2050年80%削減の実現可能性の観点も含め、選択肢間で比較ができるようさまざまな資料を部会・小委員会に提示させていただき、報告書にも情報を整理させていただいたところです。</p>

	<p>ら評価を行う必要がある。</p> <p>上記については、平成24年2月22日に地球環境部会及び小委員会において取りまとめられた「2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会における検討方針」の中でも、(3)複数の選択肢の原案等を評価する際の観点として位置づけられている。</p>	
<p>78ページ10行目以降</p> <p>(6) 複数の選択肢の原案の評価の評価方法について</p> <p>4ページに記載されている細野環境大臣より提示された3つの観点</p> <p>(1) 気候上昇を2℃以内にとどめるために2050年世界半減、先進国80%削減、という長期目標の実現可能性、</p> <p>(2) 世界に先駆け未来を先取る低炭素社会実現の可能性</p> <p>(3) 世界に先駆け未来を先取る低炭素社会実現のための施策の提示の観点から評価するための表を挿入する。定量的な判断は困難な部分については、相対的に◎、○、△、×、をつける。</p>	<p>そもそも本議論の出発点がこれらの目的の実現であるため。</p>	<p>◎、○、△、×が分かりやすいかどうかは議論があり、省エネ、再エネ、温室効果ガス削減等について数値やグラフ等を用いて選択肢間で比較ができるようにお示ししているところです。</p>
<p>78ページ11行目</p> <p>(タイトルの下に本文を追加)</p> <p>複数の選択肢原案については、時間的な制約から、部会・小委員会において十分な議論を尽くすことができなかつたため、経済モデルにより定量分析したケースを次表のとおり整理した。</p>	<p>選択肢の原案は、各案の基本的な考え方、「高位」「中位」「低位」の対策・施策のCO2削減効果、コスト、雇用や電気料金など国民生活への影響、社会・経済への影響等に</p>	<p>CO2削減量、経済への効果・影響、追加投資額、省エネ・再エネによる回収額等について、選択肢間で比較可能なように図表を提示しました。</p>

	<p>ついて整理したものを選択肢として国民に分かりやすく示すための材料でなければならない。</p> <p>ここに示された選択肢原案の比較表は、事務局が各分野の対策を羅列したもので、十分に議論されておらず、上記の「選択肢原案」の条件には合わない。</p>	
<p>79ページ</p> <p>この図表は各ケース毎に経済モデルによって値が異なる点を記載すべき。</p>	<p>この図表は各ケース毎に経済モデルによって値が異なるが、どのようになるのか判らない。経済への効果・影響だけでなく、CO2削減量、LNG比率等も異なる。</p>	<p>各選択肢において、研究機関・研究者によって試算結果が異なることから、幅をもって選択肢の値を示す図表も示しました。</p>
<p>79ページ1行目</p> <p>図表 地球温暖化対策に関する<u>複数の選択肢原案定量分析ケース</u>の比較</p>	<p>選択肢の原案は、各案の基本的な考え方、「高位」「中位」「低位」の対策・施策のCO2削減効果、コスト、雇用や電気料金など国民生活への影響、社会・経済への影響等について整理したものを選択肢として国民に分かりやすく示すための材料でなければならない。</p> <p>ここに示された選択肢原案の比較表は、事務局が各分野の対策を羅列したもので、十分に議論されておらず、上記の「選択肢原</p>	<p>本図表では、地球部会・小委員会で御議論いただき、整理した複数の選択肢の原案が比較できる図表を示したいと考えておりますので、図表のタイトルは原案のままいたしました。なお、御指摘の通り、各選択肢がどのようなものか分かりやすく提示する必要があると考えておりますので、御意見も踏まえつつ、分かりやすい図表としたいと考えております。</p>

	案」の条件には合わない。	
--	--------------	--

○ 7. 国内の吸収源対策について

修正案	修正理由	御意見に対する対応
<p>20 ページ 36 行目</p> <p>森林経営による森林吸収量の算入上限値 3.5 パーセント分を最大限確保することを目指すべき一方で、<u>森林吸収量のわが国の 2020 年、2030 年の中期目標の中での位置付け、及び織り込み方法については、十分に議論することが必要</u>である。</p>	<p>わが国の 2020 年、2030 年の中期目標を実現するためのツールとして、森林経営による森林吸収量の算入上限値 3.5 パーセント分を最大限確保できるようにしておくことは重要である。しかしながら、森林吸収源対策をどう扱うかということについては、費用対効果をはじめ他の施策との比較考量が必要であることから、森林吸収源 3.5 パーセントについて、議論なく固定的にわが国の目標に織り込むような書きぶりをすべきではない。</p>	<p>事務局が報告を行い、部会での議論を踏まえて記述を行っているものであり、原案のままとさせていただきました。</p>
<p>80 ページ 36 行目</p> <p>森林経営による森林吸収量の算入上限値 3.5 パーセント分を最大限確保することを目指すべきであるが、<u>一方で森林吸収量のわが国の 2020 年、2030 年の中期目標の中での位置付け、及び織り込み方法については、十分に議論することが必要</u>である。</p>	<p>わが国の 2020 年、2030 年の中期目標を実現するためのツールとして、森林経営による森林吸収量の算入上限値 3.5 パーセント分を最大限確保できるようにしておくこと</p>	<p>事務局が報告を行い、部会での議論を踏まえて記述を行っているものであり、原案のままとさせていただきました。</p>

	<p>は重要である。しかしながら、森林吸収源対策をどう扱うかということについては、費用対効果をはじめ他の施策との比較考量が必要であることから、森林吸収源 3.5 パーセントについて、議論なく固定的にわが国の目標に織り込むような書きぶりをすべきではない。</p>	
--	--	--

○ 8. 国際貢献を通じた排出削減について

修正案	修正理由	御意見に対する対応
<p>CDMの成果と課題と CDMの課題解決へ向けた取組みの 2つの部分を統合してはどうか。 (ボリュームを半分程度にしてはどうか)</p>	<p>全体が長すぎるため。</p>	<p>御指摘を踏まえて、修正いたしました。</p>
<p>22 ページ 5 行目 ○ 京都メカニズムは、京都議定書によって導入された附属書 I 国（先進国）の排出削減目標を達成するための補足的な仕組みであり、他国での排出削減・吸収プロジェクトの実施による排出削減量等に基づきクレジットを発行、移転し、<u>先進国は</u>自国の議定書上の約束達成に用いることができる。地球温暖化が地球規模の問題であり、世界全体で効率的な排出削減・吸収を行っていくことが重要であることが導入の背景となっている。</p>		<p>御指摘を踏まえて、修正いたしました。</p>
<p>22 ページ 12 行目</p>		

<p>○ 京都メカニズムのうち、非附属書 I 国（途上国）で実施されるグリーン開発メカニズム（以下「CDM」という。）では、<u>先進国の排出削減目標の遵守の達成を支援することとともに、途上国の持続可能な開発を達成し、気候変動枠組条約の究極的な目的に貢献することを支援する</u> 当該国における排出削減・吸収とともに持続可能な開発の促進に貢献することが目的となっている。</p>		<p>御指摘を踏まえて、修正いたしました。</p>
<p>23 ページ 15 行目 (追加) <u>すでに 1 人当たりの排出量が 2050 年における許容レベルを超えた新興国に対しても大量の CDM が行われているといった点があげられる。</u> <u>これらに対しては、CDM を後発途上国に振り向けるなどの努力が必要である。</u></p>	<p>課題について追加の必要があり、また、対応についても若干記述が必要なため。</p>	<p>御指摘を踏まえて、排出量の多い新興国にプロジェクトが集中している旨を CDM の課題を記述した箇所に、後発途上国での CDM プロジェクトを優先的に支援する旨を CDM の活用について記述した箇所にそれぞれ加筆いたしました。</p>
<p>23 ページ 37 行目 このため、<u>京都議定書参加国の取組である CDM の枠組みに捉われずに柔軟かつ迅速な対応が可能なメカニズムの導入が望まれる。</u></p>	<p>CDM の欠点を補う二国間オフセットクレジットをイメージして記載するのであれば、修正案の文章の方が自然。 京都メカニズムクレジットについては、国富の流出に繋がるとの懸念も示されていることから、二国間オフセットクレジットを含め、途上国および我が国の経済活動の双</p>	<p>御指摘を踏まえて、二国間メカニズムが CDM の欠点を補うものであることがわかるよう一部修正いたしました。</p>

	<p>方の活性化に繋がる活用のあり方を模索すべきであることを記載していただきたい。</p>	
<p>24 ページ 23 行目 地球温暖化対策がわが国を含めた世界共通の地球規模の課題であり、温室効果ガスの排出削減の効果は国内外に差がない中で、経済発展に伴い温室効果ガスの著しい排出増が見込まれる・・・・・・・・</p>	<p>気候変動の影響に対する脆弱性は地域によって異なることから、温室効果ガス削減の効果も地域によって異なると思われるため</p>	<p>御指摘を踏まえ、温暖化の地球全体への効果を考える際には、世界のどこで削減するかではなく全体でどれだけ削減するかが重要であるとの趣旨がわかるように記述を修正しました。</p>
<p>24 ページ 28 行目 ○ 我が国は京都議定書第二約束期間には参加しないこととしているが、京都議定書目標達成計画で指摘されている「今後、途上国等において温室効果ガスの排出量が著しく増加すると見込まれる中、我が国が地球規模での温暖化防止に貢献する」ことは、2013 年以降、従来に増しても重要であることに変わりはなくとなっており、国内における削減活動のみならず、海外での削減活動についても、積極的に<u>取り組み貢献し</u>、この成果を我が国の削減努力として対外的に表明していくことが重要である。この点については、昨年の COP17 決定に基づき、先進国が掲げる中期目標の詳細について各国の説明が求められているが、国内排出削減分に加えて国際的な市場メカニズムの活用量についても明らかとすることとされている。</p>	<p>従来にも増しての議論はなかった。貢献は国内努力に対してはなじまない語句。 前段の文章との整合性がない。</p>	<p>今後、途上国において著しい排出増が見込まれることから、途上国における排出削減が従来に増して重要であるとの事実をこれまでの部会で提示した資料から引用し、記述したものです。貢献は国内対策になじまない語句との御指摘については、御指摘を踏まえ、修正しました。また、後段については、COP 決定をより正確に記述し、一部を修正しました。</p>
<p>24 ページ 28 行目 我が国は京都議定書第二約束期間には参加しないこととしているが、京都議定書目標達成計画で指摘されている「今後、途上国等において温室効果ガスの排出量が著しく増加すると見込まれる中、我が国が地</p>	<p>2013 年以降、海外での取組みが「従来に増して」重要になっているとの議論は無かった。</p>	<p>今後、途上国において著しい排出増が見込まれることから、途上国における排出削減が従来に増して重要である</p>

<p>球規模での温暖化防止に貢献する」ことは、2013 年以降、従来に増しても重要となっておであることは不変であり、国内における削減活動のみならず、海外での削減活動についても、積極的に貢献し<u>取り組み</u>、この国内外での成果を我が国の削減努力として対外的に表明していくことが重要である。</p>	<p>また、「積極的に貢献し」の部分は、「国内における削減活動」にも係るので、「貢献」という用語は不適切。 後段の「この成果を対外的に表明」の定義が曖昧であることから、言葉を補う必要がある。</p>	<p>との事実をこれまでの部会で提示した資料から引用し、記述したものです。「積極的に貢献」は国内対策に係る用語として不適切、「この効果を対外的に表明」の定義が曖昧との御指摘については、御指摘を踏まえ、修正しました。</p>
<p>24 ページ 33～36 行目 この点については、昨年の COP17 決定に基づき、先進国が掲げる中期目標の詳細について各国の説明が求められているが、国内排出削減分に加えて<u>国際的な市場メカニズム活用の考え方についての説明も併せて求められている。</u></p>	<p>国際的な市場メカニズムの活用の考え方について説明が求められているところであり、活用量を明らかにすることが求められているのではない。</p>	<p>COP 決定では、国内排出削減分に加えて国際的な市場メカニズムの活用量を含めた排出削減目標について明らかとすることとされていることから、その旨がわかるよう一部を修正しました。</p>
<p>24 ページ 33 行目 この点については、昨年の COP17 決定に基づき、先進国が掲げる中期目標の詳細について各国の説明が求められているが、国内排出削減分に加えて国際的な市場メカニズムの活用量についても明らかとすることとされている。</p>	<p>小見出しにある「今後の国際貢献を通じた排出削減の考え方」との関係が不明瞭であり、前段の文章とも整合性がとれていないことから削除すべき。</p>	<p>COP 決定では、国内排出削減分に加えて国際的な市場メカニズムの活用量を含めた排出削減目標について明らかとすることとされていることから、その旨がわかるよう一部を修正しました。</p>
<p>24 ページ 38 行目 ○ また、我が国が<u>海外における排出削減に貢献することは、優れた低炭素技術やノウハウを製品やプロジェクトの形で海外に移転し、そ</u></p>		<p>御指摘を踏まえ、修正しました。</p>

<p>れらを広く市場に普及する可能性を有している。それにより、途上国のみならず日本も含めた双方の低炭素成長に貢献することができる。<u>海外における排出削減への貢献を通じて、潜在的な力を有しており、</u>地球規模での課題の解決に向け、我が国の優れた低炭素技術やノウハウ<u>こうした能力</u>をより積極的に活かしていく道を探るべきである。</p>		
<p>25 ページ 1 行目 ○ このため、我が国は京都議定書第二約束期間に参加しない<u>ことと</u><u>している我が国</u>が、2013 年以降も、温室効果ガス排出削減に向けた国内対策、国際貢献のいずれの面でも、取組の手を緩めるものではない。<u>なお、とするならば、</u>国際貢献部分については<u>我が国</u>の目標に<u>どのように位置づけるのか真摯に議論するの</u>一部を構成する旨を明らかにするとともに、<u>京都議定書第一約束期間における国際貢献分（基準年総排出量比 1.6%）を後退させることなく、強化を図っていく</u>ことが必要である。</p>	<p>国際貢献部分についての目標については十分に議論されてはいない。国富流出を伴う面もあるので、国民生活に与える影響を考慮した検討が必要である。</p>	<p>部会の議論では、数値目標について、賛否両論あったことから、当該論点について、国民に示すため当該議論を記載する必要があると判断しました。なお、御指摘を踏まえ、費用対効果も考えながら、最大限努力していくことが必要である旨を記述させていただきました。</p>
<p>25 ページ 1 行目 このため、我が国は京都議定書第二約束期間には参加しない<u>我が国が</u><u>こととしているが</u>、2013 年以降も、温室効果ガス排出削減に向けた国内対策、国際貢献のいずれの面でも、取組の手を緩めるものではない<u>とするならば、</u>。一方、国際貢献が部分について、我が国の目標の<u>一部を構成する旨を明らかにするとともに、</u>に<u>どのように位置づけるのか十分な議論が必要である。</u>京都議定書第一約束期間における国際貢献分（基準年総排出量比 1.6%）を後退させることなく、強化を図っていくことが必要である。</p>	<p>「取組の手を緩めるものではないとするならば、」という否定、かつ仮定の表現は使うべきではない。 国際貢献部分について、我が国の目標との関係が議論できていないことから、「そもそも地球温暖化対策の国際貢献とは何か」という点や、費用対効果等国内目標との関係についてもしっかりとした検討をする必要がある。</p>	<p>部会の議論では、数値目標について、賛否両論あったことから、当該論点について国民に示すため当該議論を記載する必要があると判断しました。なお、御指摘を踏まえ、費用対効果も考えながら、最大限努力していくことが必要である旨を記述させていただきました。</p>

	<p>また、現行京都議定書における我が国の国際貢献分（基準年比 1.6%）を強化するかどうかということについても全く議論ができておらず、誰の負担で、どのくらいのコストをかけるのか慎重かつ十分な検討が望まれる。結論ありきの書きぶりをすべきではない。</p> <p>特に、政府民主党が政権の命運をかけて財政問題に取り組んでいる状況下、何ら検討なく国際貢献に国費を投入、しかも強化を図ると断定されていることについては強い違和感を覚えざるを得ない。</p>	
<p>25 ページ 1 行目 （全文削除すべきであるが、どうしても削除できないのであれば、以下の通り修正を要望）</p> <p>このため、京都議定書第二約束期間に参加しない我が国が、2013 年以降も、温室効果ガス排出削減に向けた国内対策、国際貢献のいずれの面でも、取組みの手を緩めるものではないとするならば、国際貢献が我が国の目標の一部を構成する旨を明らかにするとともに、京都議定書第一約束期間における国際貢献分（1.6%）を後退させることなく強化を図っていくことが必要である。<u>の検証等を踏まえて、今後の取組みを検討していくことが必要である。</u></p>	<p>温暖化防止における貢献を我が国全体の国際戦略としてどのように位置づけるのかを、まず整理する必要がある。</p> <p>それがなく、何故 1.6% という数値目標が出てくるのか理解できない。1.6% を目指すという事であれば、その位置づけは「CO2 削減における国際貢献の規模観を提示するための目安」だということを明確にすべき。</p> <p>また、国際的に具体的な数字を今コミットすることは、国際枠組の交渉上も得策で</p>	<p>部会の議論では、数値目標について、賛否両論あったことから、当該論点について、国民に示すため当該議論を記載する必要があると判断しました。また、国際的に具体的な数字をあらかじめ表明することは、我が国の積極的な姿勢を国際的にアピールする意味で、削減した後の結果を示すのみよりも有効であると考えます。なお、費用対効果も考えながら、最大限努力していくことが必要である旨を記述しまし</p>

<p>25 ページ1 行目</p> <p>京都議定書第二約束期間に参加しない<u>ものの</u>、我が国が、2013 年以降も、温室効果ガス排出削減に向けた国内対策、国際貢献のいずれの面でも、取組の手を緩める<u>ことなく推進しものではないとするならば</u>、国際貢献が我が国の目標の・・・・・・・・</p>	<p>はないと思われる。</p> <p>p 24、31 行目からでは、「国内における削減活動のみならず、海外での削減活動についても、積極的に貢献し、この成果を対外的に表明していくことが重要である。」としている。また、国内対策、国際貢献における取組を推進するという姿勢を明確にすべきであり、取組を仮定形の表現で記述すべきでない。</p>	<p>た。</p> <p>部会の議論では、数値目標について、賛否両論あったことから、当該論点について、国民に示すため当該議論を記載する必要があると判断し、そのための書きぶりとし数値目標を掲げるか否かの考え方の前提となる前段の部分について仮定形の表現で記述したものです。</p>
<p>25 ページ3～5 行目</p> <p>・・・国際貢献が我が国の目標の一部を構成する旨を明らかにするとともに、京都議定書の第一約束期間における<u>今後も</u>国際貢献分（基準年総排出量比 1.6%）を後退させることなく、強化を図っていくを<u>継続</u>することが必要である。</p>	<p>国際貢献は重要な取り組みと認識しているが、二国間オフセット・クレジット制度のスキームなどが明確でない段階で、日本の目標の一部とすることは時期尚早であり、数値目標も記載すべきではない。</p>	<p>部会の議論では、数値目標について、賛否両論あったことから、当該論点について、国民に示すため当該議論を記載する必要があると判断しました。なお、費用対効果も考えながら、最大限努力していくことが必要である旨を記述させていただきました。</p>
<p>25 ページ1 2 行目</p> <p>以下を追加</p> <p><u>○特に、世界のエネルギーの7割は、都市で消費されており、都市レベルでの温暖化対策の取組が重要であるという認識が国際的に広まっている。</u></p> <p><u>その意味で、東京都を始めとする我が国の自治体・地域における先進</u></p>	<p>世界のエネルギーの7割は、都市で消費されており、都市レベルでの温暖化対策が重要であるという認識が国際的に広まっていることから、東京都を始めとするわが国</p>	<p>御指摘を踏まえて、「3. 国際交渉の状況」の「途上国支援」において記述いたしました。</p>

<p><u>的な取組を、経済発展著しいアジア等の諸都市に普及させていくことも、我が国の国際貢献として大きな意義を有するものといえる。</u></p>	<p>の自治体・地域における先進的な取組を、経済発展著しいアジアの諸都市等に普及させていくことも、わが国の国際貢献として大きな意義を有するものといえるため。</p>	
<p>77 ページ 34 行目 …国際貢献が我が国の目標の一部を構成する旨を明らかにするとともに、京都議定書の第一約束期間における今後も国際貢献分（基準年総排出量比 1.6%）を後退させることなく、強化を図っていくを継続 することが必要である。</p>	<p>国際貢献は重要な取り組みと認識しているが、二国間オフセット・クレジット制度のスキームなどが明確でない段階で、日本の目標の一部とすることは時期尚早であり、数値目標も記載すべきではない。</p>	<p>部会の議論では、数値目標について、賛否両論あったことから、当該論点について、国民に示すため当該議論を記載する必要があると判断しました。なお、費用対効果も考えながら、最大限努力していくことが必要である旨を記述させていただきました。</p>
<p>83 ページ 27 行目 このため、全世界共通の取組である CDM の課題を解決し、その利点を補いつつ並存する柔軟かつ迅速な対応が可能な分権的な制度を新たに導入することが必要である。京都議定書参加国の取組である CDM の枠組みに捉われずに柔軟かつ迅速な対応が可能なメカニズムの導入が望まれる。</p>	<p>CDM の欠点を補う二国間オフセットクレジットをイメージして記載するのであれば、修正案の文章の方が自然。 京都メカニズムクレジットについては、国富の流出に繋がる懸念も示されていることから、二国間オフセットクレジットを含め、途上国および我が国の経済活動の双方の活性化に繋がる活用のあり方を模索すべきであることを記載していただきたい。</p>	<p>現在、我が国が提唱している二国間オフセット・クレジット制度は、CDM の課題を解決し、その利点を補いつつ並存する柔軟かつ迅速な対応が可能な分権的な制度を目指しており、CDM の存在自体を否定するものではないところ、御指摘を踏まえ、前回の資料において、一部修正しました。</p>
<p>84 ページ 18 行目 ○我が国は京都議定書第二約束期間には参加しないこととしている</p>	<p>「2013 年以降、従来に増して重要となって</p>	<p>今後、途上国において著しい排出増が</p>

<p>が、京都議定書目標達成計画で指摘されている「今後、途上国等において温室効果ガスの排出量が著しく増加すると見込まれる中、我が国が地球規模での温暖化防止に貢献する」ことは、2013 年以降、従来に増しても重要であることに変わりなくとなっており、国内における削減活動に積極的に取り組むのみならず、海外での削減にも積極的に貢献し、この国内外の成果を効果的な方法で諸外国にも表明していくことが重要である。</p>	<p>おり」の討議はされていない。</p>	<p>見込まれることから、途上国における排出削減が従来に増して重要であるとの事実をこれまでの部会で提示した資料から引用し、記述したものです。</p>
<p>84 ページ 18 行目 我が国は京都議定書第二約束期間には参加しないこととしているが、京都議定書目標達成計画で指摘されている「今後、途上国等において温室効果ガスの排出量が著しく増加すると見込まれる中、我が国が地球規模での温暖化防止に貢献する」ことは、2013 年以降、従来に増しても重要となっておりであることは不変であり、</p>	<p>2013 年以降、海外での取組みが「従来に増して」重要になっているとの議論は無かった。</p>	<p>今後、途上国において著しい排出増が見込まれることから、途上国における排出削減が従来に増して重要であるとの事実をこれまでの部会で提示した資料から引用し、記述したものです。</p>
<p>84 ページ 18 行目 ○我が国は京都議定書第二約束期間には参加しないこととしているが、京都議定書目標達成計画で指摘されている「今後、途上国等において温室効果ガスの排出量が著しく増加すると見込まれる中、我が国が地球規模での温暖化防止に貢献する」ことは、2013 年以降、従来に増しても重要であることに変わりなくとなっており、国内における削減活動に積極的に取り組むのみならず、海外での削減にも積極的に貢献し、この国内外の成果を効果的な方法で諸外国にも表明していくことが重要である。</p>	<p>「2013 年以降、従来に増して重要となっており」の討議はされていない。</p>	<p>今後、途上国において著しい排出増が見込まれることから、途上国における排出削減が従来に増して重要であるとの事実をこれまでの部会で提示した資料から引用し、記述したものです。</p>
<p>84 ページ 18 行目</p>		

<p>我が国は京都議定書第二約束期間には参加しないこととしているが、京都議定書目標達成計画で指摘されている「今後、途上国等において温室効果ガスの排出量が著しく増加すると見込まれる中、我が国が地球規模での温暖化防止に貢献する」ことは、2013年以降、従来に増しても重要となっておであることは不変であり、</p>	<p>2013年以降、海外での取組みが「従来に増して」重要になっているとの議論は無かった。</p>	<p>今後、途上国において著しい排出増が見込まれることから、途上国における排出削減が従来に増して重要であるとの事実をこれまでの部会で提示した資料から引用し、記述したものです。</p>
<p>84 ページ 34 行目 このため、我が国は京都議定書第二約束期間には参加しない我が国がこととしているが、2013年以降も、温室効果ガス排出削減に向けた国内対策、国際貢献のいずれの面でも、取組の手を緩めるものではないとするならば、国際貢献を通じた排出削減が我が国の目標の一部を構成する旨を明らかにするとともに、京都議定書第一約束期間における国際貢献分（基準年総排出量比 1.6%）を後退させることなく、強化を図り、費用対効果も考えながら最大限努力していくことが必要である。一方、国際貢献（海外での排出削減）と、その日本の削減実績としてのカウントは、我が国にとって重要な項目であり、制度の内容、そのコストの負担者、日本の全体削減目標の中での国内排出削減との柔軟な取り合いなど議論すべき点は多い。また、国際交渉における目標の提示の仕方については、なお工夫を要する。</p>	<p>取組の手を緩めるものではないとするならば、」という否定、かつ仮定の表現は使うべきではない。 国際貢献部分について、我が国の全体目標との関係が議論できていないことから、「そもそも地球温暖化対策の国際貢献とは何か」という点や、費用対効果等国内目標との関係についてもしっかりとした検討をする必要がある。 また、現行京都議定書における我が国の国際貢献分（基準年比 1.6%）を強化するかどうかということについても全く議論ができておらず、誰の負担で、どのくらいのコストをかけるのか慎重かつ十分な検討が望まれる。結論ありきの書きぶりをすべきではない。 特に、政府民主党が政権の命運をかけて財</p>	<p>数値目標については、部会において数回にわたり議論を行い、その際、賛否両論あったことから、当該論点について、国民的な議論に付すため、記載することとしたものです。また、海外における排出削減を実現していくにあたっては、その費用対効果も考えながら、最大限努力していくことが必要である旨も記載しました。なお、国際貢献を通じた排出削減という考え方については、我が国が海外で行った削減活動を、我が国の取組として効果的に表明していくという趣旨がわかりやすく伝わるよう、海外における排出削減に修正しました。</p>

	<p>政問題に取り組んでいる状況下、何ら検討なく国際貢献に国費を投入、しかも強化を図ると断定されていることについては強い違和感を覚える。</p>	
<p>84 ページ 34 行目</p> <p>このため、京都議定書第二約束期間に参加しない我が国が、2013 年以降も、温室効果ガス排出削減に向けた国内対策、国際貢献のいずれの面でも、取組の手を緩めるものではないとするならば、国際貢献を通じた排出削減が我が国の目標の一部を構成する旨を明らかにするとともに、京都議定書第一約束期間における国際貢献分（基準年総排出量比 1.6%）を後退させることなく、強化を図り、費用対効果も考えながら、最大限努力していくことが必要である。</p> <p>→全文削除</p> <p>（どうしても削除できないのであれば、以下のとおり修正を要望する）</p> <p>このため、京都議定書第二約束期間に参加しない我が国が、2013 年以降も、温室効果ガス排出削減に向けた国内対策、国際貢献のいずれの面でも、取組の手を緩めるものではないとするならば、国際貢献を通じた排出削減が我が国の目標の一部を構成する旨を明らかにするとともに、京都議定書第一約束期間における国際貢献分（基準年総排出量比 1.6%）を後退させることなく、強化を図り、費用対効果も考えながら、最大限努力していくことが必要である。<u>の検証等を踏まえ</u></p>	<p>温暖化防止における貢献を我が国全体の国際戦略としてどのように位置づけるのかを、まず整理する必要がある。</p> <p>それがなく、何故 1.6% という数値目標が出てくるのか理解できない。1.6% を目指すという事であれば、その位置づけは「CO2 削減における国際貢献の規模観を提示するための目安」だということを明確にすべき。</p> <p>また、国際的に具体的な数字を今コミットすることは、国際枠組の交渉上も得策ではないと思われる。</p>	<p>数値目標については、部会において数回にわたり議論を行い、その際、賛否両論あったことから、当該論点について、国民的な議論に付すため、記載することとしたものです。また、海外における排出削減を実現していくにあたっては、その費用対効果も考えながら、最大限努力していくことが必要である旨も記載しました。なお、国際貢献を通じた排出削減という考え方については、我が国が海外で行った削減活動を、我が国の取組として効果的に表明していくという趣旨がわかりやすく伝わるよう、海外における排出削減に修正しました。</p>

<p><u>て、今後の取組を検討していくことが必要である。</u></p>		
<p>84 ページ 36 行目</p> <p>… 国際貢献を通じた排出削減が我が国の目標の一部を構成する旨を明らかにするとともに、京都議定書第一約束期間における今後も国際貢献分（基準年総排出量比1.6%）を後退させることなく、強化を図り費用対効果も考えながら、最大限努力していくを継続することが必要である。</p>	<p>国際貢献は重要な取り組みと認識しているが、二国間オフセット・クレジット制度のスキームなどが明確でない段階で、日本の目標の一部とすることは時期尚早であり、定量的な目安は記載すべきではない。</p>	<p>数値目標については、部会において数回にわたり議論を行い、その際、賛否両論あったことから、当該論点について、国民的な議論に付すため、記載することとしたものです。また、海外における排出削減を実現していくにあたっては、その費用対効果も考えながら、最大限努力していくことが必要である旨も記載しました。なお、国際貢献を通じた排出削減という考え方については、我が国が海外で行った削減活動を、我が国の取組として効果的に表明していくという趣旨がわかりやすく伝わるよう、海外における排出削減に修正しました。</p>
<p>84 ページ 42 行目</p> <p><u>国際社会からわが国の国際貢献による削減分と適切に評価される二国間オフセット・クレジット制度が創設された場合には、国際貢献に活用するために、その実施、人材育成・</u></p> <p><u>※なお、文案の修正については第 107 回部会に向け意見をすでに提出しているため、そちらを反映していただくようお願いいたします。</u></p>	<p>我が国の国際貢献分として国内削減目標の達成と同等に評価される二国間オフセット・クレジット制度が国際社会で認められる制度として構築された場合には、途上国支援の方策の一つとして活用できる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、二国間オフセット・クレジット制度について、より多くの国々の理解が得られるよう努力しながら、その早期創設・実施等に取り組んでいく旨を加筆しました。</p>

<p>追記要望</p> <p>CDM と二国間オフセット・クレジットのいずれについても、2013 年度以降の日本による活用について、国際ルールで明確になっていない旨は注記しておくべきである。</p>		<p>御指摘については、3.「(COP17 の成果)」において、現在も交渉中である旨を国際交渉の状況等を記述している箇所に記載しております。</p>
---	--	--

○9. 適応策について

修正案	修正理由	御意見に対する対応
<p>27 ページ 33 行目 (追加)</p> <p><u>なお、生物多様性、海洋の酸性化など、適応対策の施しようがない分野も残念ながらあり、すべての問題に対して適応対策をとれるわけではなく、緩和が重要であることも認識しなければならない。</u></p>	<p>すべての温暖化影響について適応対策がとれるという間違ったイメージを国民に与えないため。</p>	<p>御意見を踏まえて、「2. 科学的知見」に「適応策と緩和策の関係は、気候変動のリスク管理という観点から見ると、緩和策は、そもそもの根本的な原因である温室効果ガスの削減であり、適応策は、緩和策を講じても温暖化により生ずる可能性のある避けられない影響に対する対処である。」を追記いたしました。</p>
<p>28 ページ 11 行目</p> <p>適応策に関しては p28 上から 9 行目に「③地方公共団体と連携した取組」や、p29 上から 10 行目に「②並行した地域の取組の促進」が</p>		<p>緩和策については、5/23 小委にて提示をさせていただいたところ、追加で</p>

<p>あり、自治体・地域との連携・協力が強く打ち出されているが、緩和策に関しては報告書（素案）に現在のところ、自治体・地域に関する記述がほとんどない。緩和策でも自治体・地域は重要な役割を果たすので、適応策に関してと同じように自治体・地域の役割に関する記述をしっかりと盛り込むべきではないか。</p>		<p>御意見がありましたら、御指摘ください。</p>
<p>28ページ14行目 地方公共団体レベルの<u>総合的、計画的な</u>取り組み</p>	<p>政府全体で必要でありながら地方公共団体では不要との理由は見当たらないため</p>	<p>御意見を踏まえて修正いたしました。</p>
<p>29ページ20～22行目 地域における自主的・先行的な取組の支援、<u>計画的・継続的な取組を可能とする制度的な枠組み作りの支援、温暖化やその影響に関わる予測情報の地域活用の支援、環境アセスに加え防災やエネルギーのアセスを含む計画評価の取組の支援等を通じ</u>、地方公共団体における取組を積極的に支援することが重要である。</p>	<p>地方公共団体における取組を促進するには、総合的、計画的に取り組むことが重要であり、そのことが、より具体的に示される必要があるため。具体的とは、計画的に進めるため、計画と評価の制度が必要であり、総合的に取り組むため、防災面のみでなく、環境面、エネルギー面、そして社会・経済面などを総合的にアセスして取り組むことが必要のため。</p>	<p>現時点で、地方公共団体においてどのような取組を行うべきか、あまり予断する段階がなく、今後、適応計画を策定する中で影響を受ける分野ごとに検討される問題と考えますので原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>29ページ24行目 「③法定化の検討 国全体での適応の取組を進めるためには、諸外国の例にならない、適応計画の策定等の適応に関する取組を法定化することを今後検討すべきである。」を削除</p>	<p>適応の検討において法定化について議論されておらず、現段階で報告書に盛り込むのは、唐突かつ拙速である。「関係省庁間の連携により、各省庁、地方公共団体等で行っている活動を洗い出し、総合的かつ計画</p>	<p>既に各国において法定計画が策定されているところであり、部会で複数の委員から策定すべき旨指摘があったことから、原案のとおりとさせていただきます。</p>

	<p>的に対策を進める」ことがまず必要。 (「法定化」とはそもそもどのようなものをイメージしているのか)</p>	
<p>89 ページ 24 行目 ③ 法定化の検討 国全体での適応の取組を進めるためには、諸外国の例にならない、適応計画の策定等の適応に関する取組を法定化することを今後検討すべきである。</p>	<p>部会で討議をしていないことを報告書に記すべきではない。</p>	<p>既に各国において法定計画が策定されているところであり、部会で複数の委員から策定すべき旨指摘があったことから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>89 ページ 24 行目 不要。(全文削除) 法定化の検討 国全体での適応の取組を進めるためには、諸外国の例にならない、適応計画の策定等の適応に関する取組を法定化することを今後検討すべきである。</p>	<p>部会において議論を行っていないことを報告書に書き込むべきではない。</p>	<p>既に各国において法定計画が策定されているところであり、部会で複数の委員から策定すべき旨指摘があったことから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>89 ページ 24 行目 ③ 法定化の検討 国全体での適応の取組を進めるためには、諸外国の例にならない、適応計画の策定等の適応に関する取組を法定化することを今後検討すべきである。</p>	<p>適応の検討において法定化について議論されておらず、現段階で報告書に盛り込むのは、唐突かつ拙速である。「関係省庁間の連携により、各省庁、地方公共団体等で行っている活動を洗い出し、総合的かつ計画的に対策を進める」ことがまず必要。 (「法定化」とはそもそもどのようなものをイメージしているのか)</p>	<p>既に各国において法定計画が策定されているところであり、部会で複数の委員から策定すべき旨指摘があったことから、原案のとおりとさせていただきます。</p>

<p>29 ページ 25～26 行目 適応計画の策定と継続的な実施等の適応に関する取り組みを法定化することを今後検討するとともに、<u>地方公共団体の並行する取り組みに対しても条例化などの検討を支援すること</u>を今後検討すべきである。</p>	<p>計画策定のみが取り組みでは、実効性が担保されないため。また、地方公共団体の取組についてもその自主性を尊重しつつ、その制度化が円滑に進むような支援を行うべきであるため。</p>	<p>条例化の検討は地方公共団体の判断に任せるべきものであり、そこまで特定することには様々な検討も必要となります。また、ここでの「国全体」には、地方公共団体も含むもので、一般的な記載が適切ではないかと考えますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>29 ページ 12 行目 ○ さらに、上記の①～③の今後着手する取組と並行して、関係府省はこれまでの（において既に現れている）温暖化に（よる気候変動）起因する可能性が高い影響に対する適応策を引き続き推進する。（カッコ内を削除する）</p>	<p>原文では少々よみにくいから</p>	<p>ご意見を踏まえて表現を修正いたしました。</p>

○ 10. 2013 年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画策定に当たっての提言

修正案	修正理由	御意見に対する対応
<p>90 ページ 4 行目 本報告書では、エネルギー・環境会議の要請に基づき、中央環境審議会地球環境部会として検討を行った地球温暖化対策の選択肢の原案を提示した。 <u>なお、時間の制約もあり、選択肢を構成する個別の対策・施策については、実現可能性やコスト、対策強度内での施策の組み合わせ等十分</u></p>	<p>地球環境部会や 2013 年以降の対策・施策に関する検討小委員会において、議論が不十分であるとの意見が多数であったことを明記しておく必要がある。</p>	<p>10. には、「各施策の実現可能性及び国民や経済に与える影響・効果等を考慮し、更に対策・施策の精査を行い、2013 年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要が</p>

<p>な検討ができていないものがあること、内容によっては必ずしも委員の意見が一致していないものも含まれていることなどに留意する必要がある。</p>		<p>ある。」と記述していることから、原案のままとしましたが、御意見を踏まえて、</p> <p>また、6.(1)では、「今回検討を行った対策・施策が高位、中位、低位のどのケースに分類されるかについては、我が国の2020年、2030年の削減目標が定められた後、対策・施策の組み合わせも含めて、更に検討の余地があるのではないかと意見があった。」としております。</p>
<p>90ページ10行目</p> <p>2050年に80%削減の実現及び我が国のグリーン成長の達成に向けてどのような選択肢を選択すべきか、実りある国民的議論を期待する。</p>	<p>(提言である以上、国民に判断を求める提言が必要であるが、この提言には、中央環境審議会としての主張が記載されていない。原発の再稼働も含めて、地球温暖化対策として選ぶべきケースを示し、その妥当性を説明すべきだと思います。</p> <p>国民にケースを選択させるなら、中環審としての、環境視点からに選択肢を示すべきだと思います。)</p>	<p>選択肢の原案については、6.(5)に記載しておりますが、御意見を踏まえて、10.については、提示する選択肢の原案が明確になるよう記載しました。</p>
<p>90ページ24行目</p> <p>なお、東日本大震災後の電力需給のひっ迫でも明らかになったとおり、我が国においてはエネルギー需要構造に関するデータベースが十分に</p>	<p>部会において議論されていないため、記載すべきではない。データベースのイメージ</p>	<p>例えば、第103回地球部会(4/4)において、中上委員が業務部門のデータ</p>

<p>整備されておらず、各分野における CO2 排出削減ポテンシャルの把握が現実には困難となっていることから、エネルギー需要に関するデータベースの整備・充実に努めていく必要がある。</p>	<p>が分かりにくい（エネルギー需要構造に関するデータベースとはどのようなものか。その整備がどのように CO2 排出削減ポテンシャルの把握につながるのか）。</p>	<p>を充実させる必要性を指摘するなどしており、これを踏まえて記述しているもので、原案のままいたしました。</p>
<p>94 ページ 14 行目 また、同戦略がまとめられ、我が国の 2020 年、2030 年の削減目標が定められた後、本報告書策定に当たり各 WG 及び小委員会で検討を行った対策・施策の具体的内容を精査し、2013 年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。その際には、を踏まえつつ、各対策・施策の実現可能性及び国民や経済に与える影響・効果等を考慮し、部門間及び部門内の対策・施策の強度のバランスについて留意する更に対策・施策の精査を行い、2013 年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。</p>	<p>部会・小委員会の場において、複数の委員より、全分野一律の対策・施策強度とするのではなく、個別対策・施策レベルで、その内容を把握するとともに、それぞれについて最適な強度を議論する余地があるとの意見があったため。</p>	<p>6. (1) では「今回検討を行った対策・施策が高位、中位、低位のどのケースに分類されるかについては、我が国の 2020 年、2030 年の削減目標が定められた後、対策・施策の組み合わせも含めて、更に検討の余地があるのではないかとの意見があった。」と記述しており、また、御指摘の部分では、「更に対策・施策の精査を行い」と記述していることから、部門間及び部門内の対策・施策の強度のバランスについて留意して計画を策定するという趣旨は原案のまま読めると考えられることから、原案のままいたしました。</p>